

生活困窮者自立支援制度における 横断的な課題について①

1. 生活困窮者自立支援制度の在り方や関連施策との関係について P.2

- (1) 生活困窮者自立支援制度の理念や在り方
- (2) 地域共生社会・重層的支援体制整備事業の概要
- (3) その他の関連施策（孤独・孤立、ひきこもり、ヤングケアラー等）

2. 地域の支援関係機関・関係分野との連携強化について P.30

- ・ 新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について
- ・ 自立相談支援機関とフードバンクとの連携
- ・ 社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例
- ・ 他分野や他の支援機関との連携事例

3. 地域づくり・居場所づくりについて P.44

- ・ 各事業における連携事例
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

1. 生活困窮者自立支援制度の在り方や 関連施策との関係について



議論の視点と主な意見

論点整理検討会第1回において示された議論の視点

・新型コロナウイルスの影響や地域共生社会の推進を踏まえた困窮制度見直しの方向性について

- 新型コロナウイルスの影響や、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を始めとした、地域共生社会の推進を踏まえた生活困窮者自立支援制度の在り方の検討

第1回論点整理検討会、第1回ワーキンググループにおける主な意見について

〈第1回論点整理検討会〉

- 地域共生、孤独孤立等、困窮法施行以降の新たな動きと困窮制度との関係整理・連携が必要ではないか。（宮本座長、朝比奈構成員、綾構成員、勝部構成員）
- 「分権的・創造的な支援」という制度の理念がある一方で、事業が分立していることで、現場にとって使いづらいものになっていないか。（五石構成員）

〈第1回ワーキンググループ〉

- コロナ禍もあり、制度の理念である、狭間を生まない、横串を刺す、申請主義的でなくアウトリーチを取り入れた相談支援、伴走型支援などが変質しているのではないか。（立岡構成員、松嶋構成員、名嘉構成員）
- コロナ禍では経済的な困窮度は低いが孤立している人など相談につながりにくくなり、支援対象者が狭窄化しているのではないか。困難時にも制度の理念を実践でき得るのか検証する必要がある。（鏑木構成員）
- 重層的支援体制整備事業では生活困窮分野という括り方をしているが、生活困窮者がカテゴライズされてきていることに懸念がある。（中島構成員）
- 困窮制度は、コーディネート機能を発揮すれば重層的支援体制整備事業の中核となり得るが、各自治体にそうした発想がない場合は、他のサービスと横並びとなり、その特質が十分に活かされなくなってしまう。（名嘉構成員）

(1) 生活困窮者自立支援制度の理念や在り方



生活困窮者自立支援制度の理念

H30改正法にて案文化

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

1. 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

生活困窮者自立支援制度の理念と課題

理念・支援のかたち

課題

理念

生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 生活困窮者本人の状態に応じて自立の形は多様であることを理解し、本人の意欲や想いに寄り添った支援を行うこと。
- 相互の信頼関係を構築し、一個人として対等な関係性を保つこと。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期発見・見守りのため、地域のネットワークを構築し、公的支援のみならずインフォーマルな支援や地域住民の力も含め充実すること。
- 地域課題を解決するという視点から、生活困窮者の働く場や参加する場を広げていくこと。

支援のかたち

包括的な支援

- 生活困窮者やその世帯が抱える多様かつ複合的課題に包括的に対応すること。
- 地域の関係機関・関係者との連携を図ること。

個別的な支援

- 社会的自立から経済的自立へ、個々人の段階に応じて最適なサービスや制度を提供すること。

早期的な支援

- 「待ちの姿勢」ではなく、地域のネットワークの強化による情報把握や訪問支援など、積極的に生活困窮者との接点を見つける努力をすること。

継続的な支援

- 本人の状況に合わせて、切れ目なく段階的・継続的に支援を提供すること。
- 制度に基づく支援が終結した後も、地域全体で継続的な支援を考えること。

分権的・創造的な支援

- 地域が主体となって、社会資源を適切に把握し、不足している場合は積極的に創造していくこと。
- 官と民、民と民が協働し、それぞれの地域にあった柔軟で多様な取組を行うこと。

- 支援員やアウトリーチ人員の充実
- 自治体における潜在的な支援ニーズの調査・把握
- 相談員の能力向上
- 活用可能な社会資源の把握・開拓
- 地域づくりのノウハウ
- 他分野や他の支援機関との連携強化
- 任意事業の実施率向上
- プランにおける目標設定や支援終結の考え方
- 支援会議の設置促進

上記課題に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の増加と相談者像の変化に伴い、住居確保給付金や特例貸付等の事務が増加し、個人の自立に向けた支援が行えないなど、理念に基づいた支援がより困難な状況になっている。

「生活困窮者」とは？

H30改正法にて衆文化

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条第1項)。

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応する必要がある。

※それぞれは重複もある

フリーランス

解雇等にあつた
非正規労働者

福祉事務所来訪者の
うち生活保護に
至らない者

約30万人(H29・厚生労働省
推計)

ホームレス

約0.3万人(R2・ホームレスの
実態に関する全国調査)

離職期間
1年以上の
長期失業者

約53万人(R1・労
働力調査)

ひきこもり状態に
ある人

- ・15～39歳までの者 約54万人
(H27・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)
- ・40～64歳までの者 約61万人
(H30・内閣府「生活状況に関する
調査」推計)

個人事業主

(参考)住居確保給付金
の受給者のうち「自営」
の割合:21.8%(※)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども

約10万人(H29)

孤独・孤立

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.7%(R1・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約245万世帯
(R1・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者約121
万人(R1.6末現在・(株)日本信用情報機構統計データ)

外国籍

既に
顕在化

見え
にくい

(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援制度の概要

H29年度予算:400億円 H30年度予算:432億円
H31年度予算:438億円 R2年度予算:487億円

R3年度予算:550億円 ※重層的支援体制整備事業分を含む

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

(全国906福祉事務所設置自治体で1,371機関(令和3年4月時点) 国費3/4)

〈対個人〉

・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

・希望する町村において、一次的な相談等を実施 国費3/4

◇アウトリーチ等の充実

ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化 国費10/10

◆都道府県による市町村支援事業

国費1/2

・市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施

◇都道府県による企業開拓

国費10/10

・就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意

本人の状況に応じた支援(※)

居住確保支援

再就職のため居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 国費3/4

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化 (R2)(就労準備支援事業を1年を超えて利用できるケースの明確化(省令改正))(事項) 国費2/3

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)

・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成(社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度)

農業分野等との連携強化事業

就労体験や訓練の場の情報収集・マッチングのモデル事業(国事業)

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化(事項) 国費2/3

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計改善支援事業

・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援(貸付のあっせん等を含む) 国費1/2,2/3

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習・生活支援事業

・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等 国費1/2

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援

◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

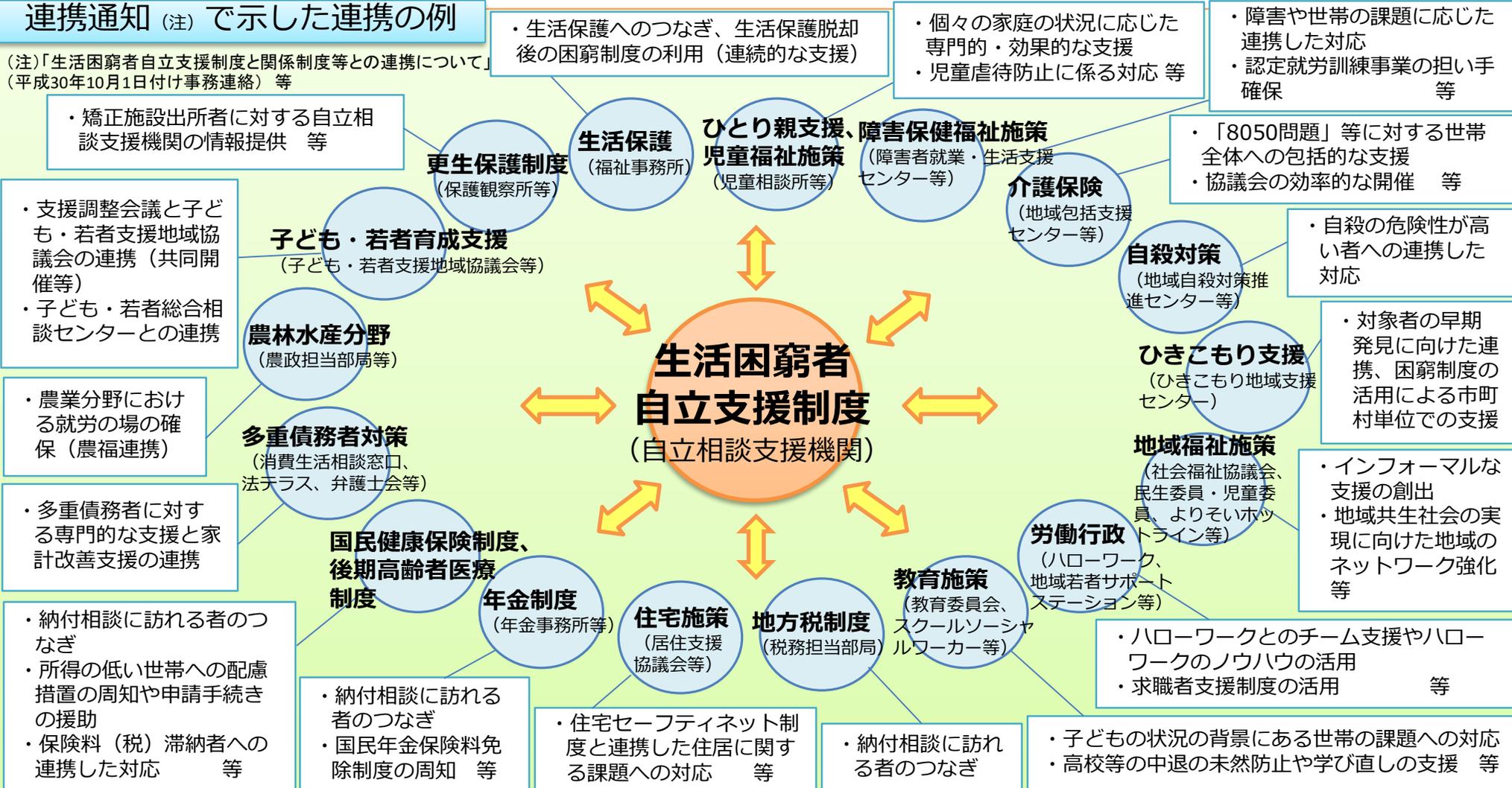
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進(国費10/10) 等 9

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

(2) 地域共生社会・重層的支援体制整備事業の概要



各制度の趣旨

生活困窮者自立支援制度の趣旨

- 生活困窮者自立支援制度は、生活に困窮するおそれのある者や生活困窮の状態にある者（世帯）に対して、生活保護受給に至る前の段階で支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図るものであり、「本人の尊厳を保持した包括的かつ早期の支援」と「支援を通じた地域づくり」という理念のもと、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みづくりの実践を積み重ねてきた。

地域共生社会・重層的支援体制整備事業の趣旨

- 地域共生社会は、こうした包括的支援と地域支援を総合的に推進するという生活困窮者自立支援制度の考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、この理念を実現するための1つの仕組みである。

（参考）これまでの経緯

平成20年9月	リーマンショックの発生
平成24年4月	社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」開催（平成25年1月とりまとめ）
平成24年8月	社会保障制度改革推進法案 成立
平成25年12月	生活困窮者自立支援法案 成立
平成27年4月	生活困窮者自立支援法の施行
平成29年5月	社会保障審議会「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」開催（同年12月とりまとめ）
平成30年6月	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案 成立
平成30年10月 平成31年4月	改正生活困窮者自立支援法の施行

平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
10月	地域力強化検討会の設置（平成29年9月とりまとめ）
平成29年5月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）成立
平成30年4月	改正社会福祉法の施行
令和元年5月	地域共生社会推進検討会（同年12月とりまとめ）
令和2年6月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）成立
令和3年4月	改正社会福祉法施行（重層的支援体制整備事業部分）

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

地域共生社会の実現と重層的支援体制整備事業の位置づけ

(改正社会福祉法第4条第2項)

(改正社会福祉法第106条の4)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進

(第4条 第2項)

地域生活課題の把握、連携
による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208 R2年度:279

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づ
くりの実施体
制

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

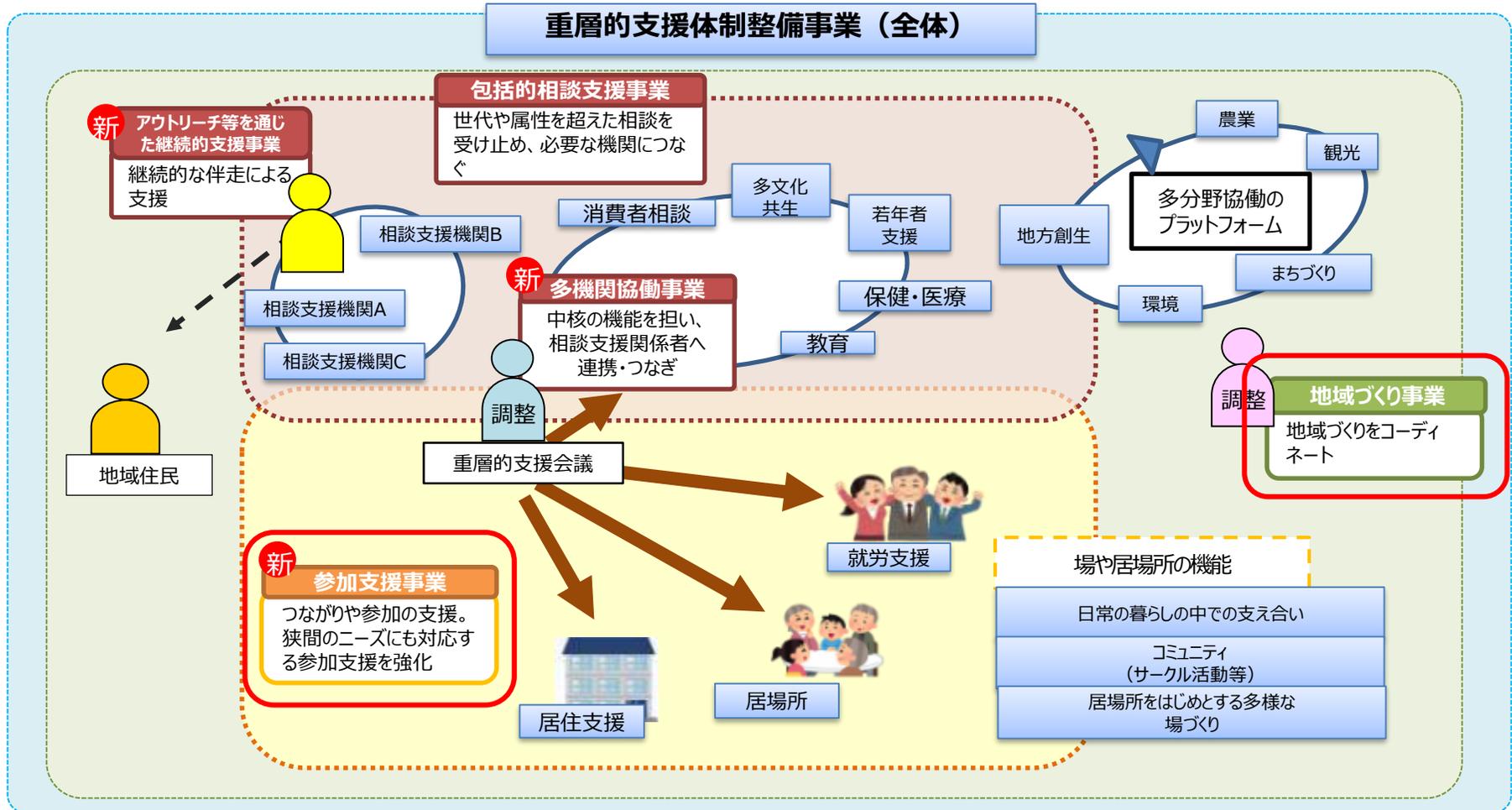
（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



参加支援の取組例

支援例① 片麻痺のため職場を退職し、地域からも孤立していた者について、料理人の経験を生かして、料理教室の講師として活動ができるように支援

- ・本人と参加支援事業者との面談時、本人から「もうお店では調理を行うことができない」との話を聞き、身体的に無理のない範囲で、調理の経験を活かせる機会を探すこととした。
- ・一方、地域において、男性の集まる機会をつくりたいといった声が自治会内であったため、参加支援事業者から「男性の料理教室」の開催を提案するとともに、本人に料理教室の講師役を依頼。参加支援事業者も当初アシスタント役として活動を支援。

支援例② ひきこもりの若者について、イラスト作成が得意だったため、挿絵作成を依頼し広報紙に掲載してもらう。

- ・重層的支援会議でアウトリーチ等事業者から、本人が得意なイラストを何かに活かせないかとの提案あり。
- ・本人の了解を得てイラストを借り受け、参加支援事業者から福祉事業所等に活用の機会が無いか相談。
- ・事業所から挿絵の作成依頼を受け、広報誌へ掲載してもらうようになった。
- ・挿絵の内容の打合せ等については、徐々に本人と事業所間でメールでやりとりできるようになるよう支援。

支援例③ 親が他界し単身での生活が困難な者について養護老人ホームの空き室を活用して一時的な住まい確保を支援。

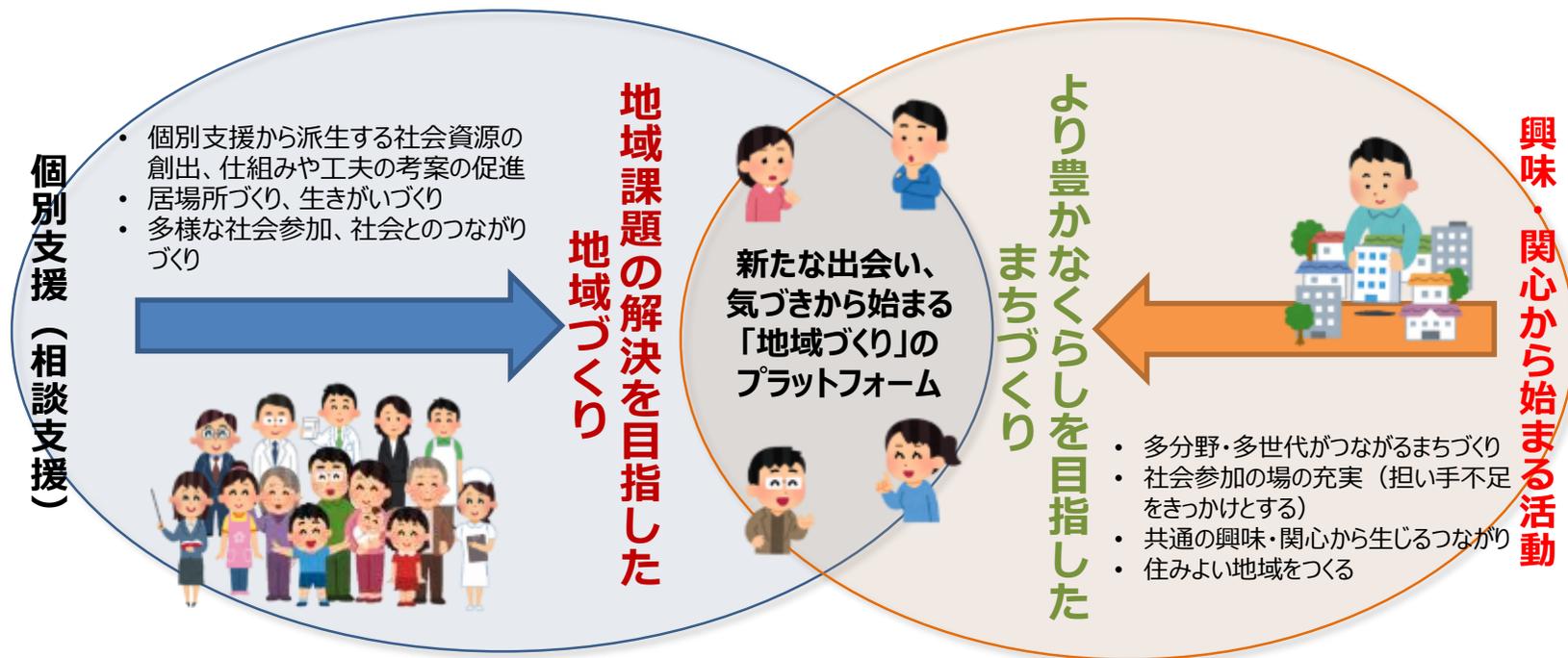
- ・いわゆる8050世帯であったが、老親が他界し、ひきこもり状態であった50代男性が単身で生活することになったが、一人で食事の準備等を行うことが困難であり、生活上の支援が必要となった。
- ・近隣で受入可能な施設を探したところ、養護老人ホームに空きがあったことから、高齢者福祉担当及び養護老人ホームと調整の上で、一時的な住まいとして活用。養護老人ホームには居室と食事の提供を依頼。
- ・参加支援事業者が施設を訪問し、本人との面談を行った上で、退所に向けた相談支援を実施。

支援例④ 就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならない者への就労支援を実施。

- ・障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないが、人とのコミュニケーションが苦手な就労に至っていない者について、本人の状態に応じた活動ができる場を探すこととした。
- ・本人の希望も確認しつつ、近隣でパソコン等の作業を実施している就労継続支援B型事業所に協力を依頼。
- ・就労継続支援B型事業所の空き定員の範囲で同時に作業等を実施することとし、就労継続支援B型事業所には声かけと見守りを依頼
- ・参加支援事業者が定期的に就労継続支援B型事業所を訪問し、本人の相談支援に応じ、段階的な就労などに向けた支援を実施

プラットフォームの展開のイメージ

- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



観光業（市主幹産業）などと連携した地域共生社会づくり（三重県鳥羽市）

自治体概要

人口 17,709人

面積 107.34km²

高齢化率 39.5%

※2021年8月31日現在



- 福祉分野における体制整備として、「保健福祉センターひだまり」を中心とした相談支援体制の構築、複合化・複雑化した課題に対応するための「地域共生ケース会議（福祉分野以外も含めた関係機関との連携会議）」を実施。
- 「まるごと相談」や、「まちトーク」などを通じて、潜在的ニーズの吸い上げや、地域づくりを実施。
- また、「地域共生社会」を福祉分野だけでなく、市全体の命題として捉え、**全庁的な取組を実施**。
- 特に、**主要産業の一つである観光業**における労働力確保に着目し、困窮者、シニア層、子育て世代など**あらゆる属性・年代の住民が幅広く活躍できるような事業を展開**。

重層的支援体制整備事業

◎既存の検討体制を活用した多機関連携の強化

- 「保健福祉センターひだまり」を中心に、高齢、障害、児童、生活困窮などの各機関が相談を受け止め、複雑・複合的なケースについては、「地域共生ケース会議」において、情報共有や、課題・目標・担当の設定、プランの作成・評価を実施。
- 個別ケースから蓄積された地域課題を検討するため、観光、農水商工、教育分野など様々な分野と連携を行う「地域共生政策会議」の設置
※従前モデル事業で実施してきた上記2会議を重層事業の「支援会議」及び「重層的支援会議」として位置づけ、**多機関協働事業**として実施

◎潜在的ニーズの吸い上げのためのつながりの強化や地域課題の把握・居場所づくり

- 保健福祉センターひだまりで相談を受けるだけでなく、地域サロンや移動販売の場などにアウトリーチ（「まるごと相談」）し、住民の困りごとなどの吸い上げ。
- 自治会・町内会にアウトリーチし、住民が地域課題などについて話し合う場（「まちトーク」）を構築。そこで話し合った地域の良いところ・課題などをまとめた「**まちのカルテ**」を作成。
※**アウトリーチ等継続支援事業、地域づくりに向けた支援**として実施

《「まちのカルテ」の例》



◎出口支援の強化と観光業などと連携した就労支援

- ひきこもりなど、「地域共生ケース会議」などで出た既存制度では支援につなぐことが困難なケースに対応するため、（障がい事業所や、観光業・水産業の他、地域の居場所（お寺、サロン）など）**様々な企業や団体などへ訪問及び協力を依頼し、就労のみならず居場所づくりなど、本人・世帯に合わせた幅広い出口支援を強化**。 ※**参加支援事業（「事業所名：さんぼみち」）**として実施
- 観光、農水商工、企画財政、教育委員会、観光協会など福祉以外の分野とも連携し、観光業などにおける労働力確保と生活困窮者の自立支援を一体的に検討。困窮者だけでなくシニア層や子育て世代などあらゆる属性・年代の方が働きやすいよう、**労働時間や業務の難易度に応じた細分化による「プチ勤務」を支援。（とばびと活躍プロジェクト）** ※**参加支援事業**とも連携

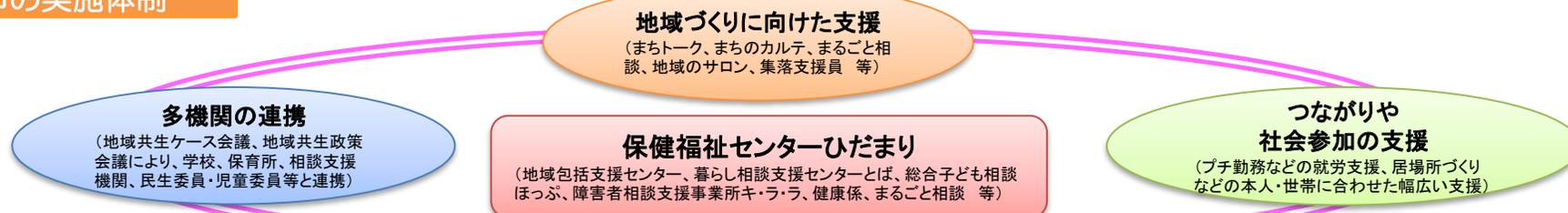
《「プチ勤務」カタログ》



主に重層で新たに
取り組んだこと

主に困窮で取り
組んできたこと

市の実施体制



地域の居場所の中での中間的就労を通じた社会参加の推進(北海道鷹栖町)

自治体概要※

人口 6,773人
面積 139.42km²
小学校数* 2
中学校数* 1

※2020年10月1日現在 *市立のみ

- 地域における住民同士の「**助け合い・支え合い**」を進める「**お互い様づくり行動計画**」を策定。誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進。地域における現状や課題、解決策を明示し、**地域共生社会の実現を目指す**。
- 特に、コミュニティカフェや農園など、誰もが気軽に立ち寄り、参加できる**地域の居場所の中での中間的就労**を通じて、働いても長続きしない等の**働くことに困り感を抱えている方の社会参加を支援**する事業を展開。

重層的支援体制整備事業

◎相談窓口の体制整備・強化

- ワンストップの相談窓口として、**生活福祉相談センター**を開設。行政と社会福祉協議会による専門職を配置。
 - ケース共有会議を定期的に行い、情報共有を図りながら連携。
- ※**包括的相談支援事業**として実施。



◎見守り活動の体制強化

- 高齢者、障がい者、要介護者などの情報をまとめた「**要介護者台帳**」を整備。
- 民生委員やサポーターによる個別訪問**を実施、必要に応じて相談センターへ繋げている。※**アウトリーチ継続的支援事業**として実施



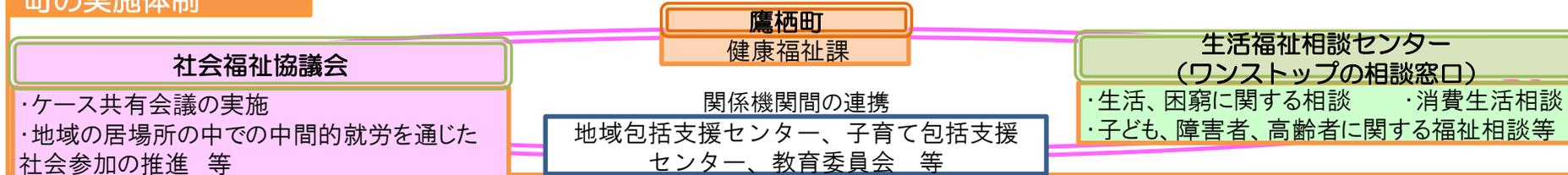
◎居場所づくり

- 自宅型サロン(12箇所)と拠点型サロン(3箇所)が設立。
 - 地域住民が気軽に集まる場としてはもちろん、小学生の学習支援なども実施。
 - 長期的にひきこもり状態が続いていたり、就労しても続かないなど、**一般就労は可能ではあるが継続した支援が必要な方**に対して、中間的就労を目的とした「**働きかけ応援事業**」を展開。
- ※**参加支援事業、地域づくり事業**として実施

働きかけ応援事業の作業例

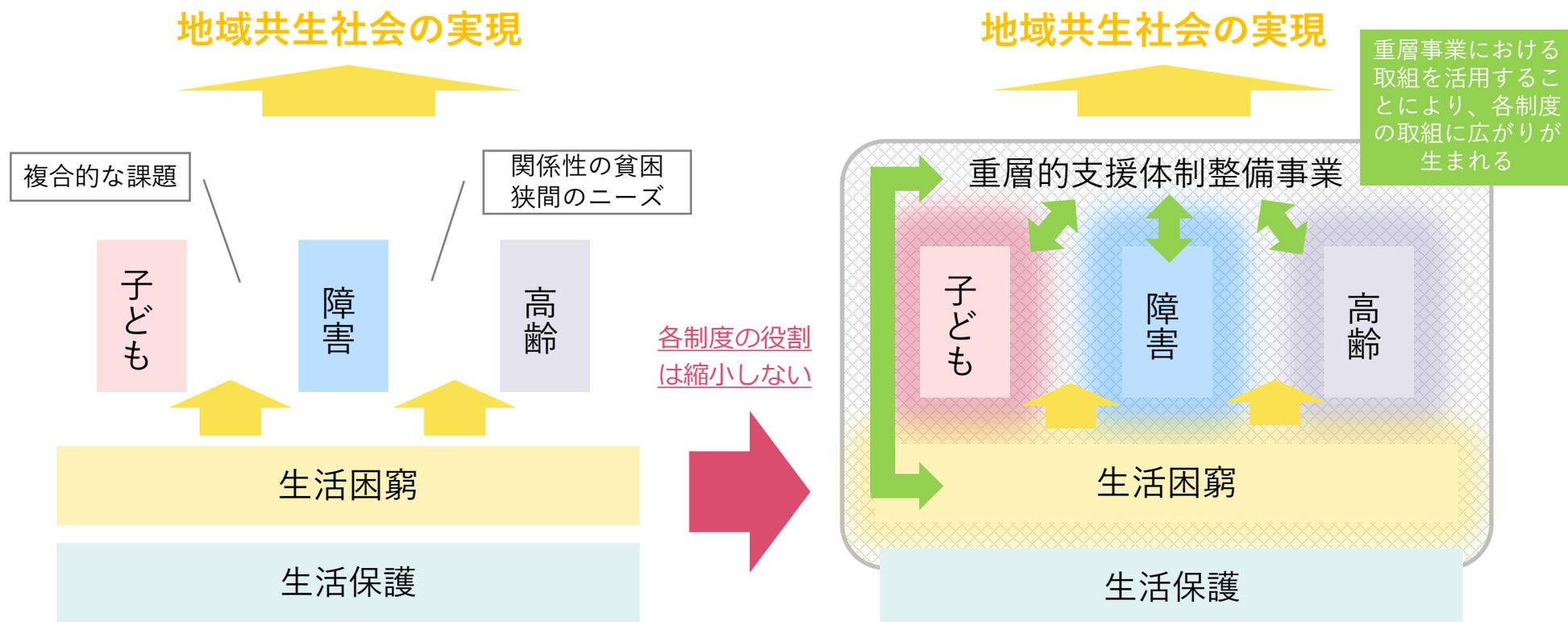
カフェ運営 (調理・配膳・接客)	畑作業 (作付け・収穫など)	事務作業 (宛名貼り・封詰め)	消毒作業 (新型コロナ対策)

町の実施体制



生活困窮者自立支援制度との関係性

- 生活困窮者自立支援制度は、重層事業を構成する重要な制度である。
- 重層事業は、一体的実施の対象とされた各事業の機能を代替するものではなく、従来のどの制度でも対応が難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、制度間の連携を容易にすることにより、市町村における包括的な支援体制を整備するものである。
- 他方で、重層事業における参加支援事業や地域づくり事業等の取組を活用することにより、生活困窮者自立支援制度としても各事業の取組や支援方法等に広がりが見られる。



(3) その他の関連施策

- ・ 孤独・孤立
- ・ ひきこもり
- ・ ヤングケアラー 等

様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」に関する支援施策



出生



児童生徒・学生



就職



妊娠・出産・子育て



退職・高齢

＜児童虐待・子供の貧困等＞

- ①児童相談所・社会的養護
- ②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）
- ③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助
- ④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助
- ⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供
- ⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援

＜児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）＞

- ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進
- ②24時間子供SOSダイヤル
- ③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進
- ④SNS等を活用した相談事業
- ⑤不登校児童生徒に対する支援
- ⑥子どもの人権SOSミニレター

＜妊娠・出産・子育て＞

- ①若年妊婦等への支援、産後うつ予防、ワンオペ育児の予防・防止
- ②無戸籍者問題解消事業

＜ひとり暮らし・フレイル・介護＞

- ①感染防止と両立する地域全体のつながり推進
- ②高齢者の通いの場の継続・再開
- ③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- ④熱中症対策
- ⑤難聴高齢者の調査
- ⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）

＜新入生を含む学生・労働者等＞

- ①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）
- ②テレワークガイドラインの周知・啓発
- ③就職氷河期世代支援
- ④難聴者のための補聴器等に関する支援 ⑤職場におけるメンタルヘルス対策

＜子供・若者の育成支援＞ ①子供・若者育成支援体制の整備 ②子供・若者育成支援人材の養成 ③ヤングケアラー対策

＜自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策＞ ①支援情報検索サイトの活用 ②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化

- ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化 ④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化

＜生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護＞ ①自立相談支援等における包括的な支援 ②ケースワーカーによる訪問等 ③住まいの支援（公的賃貸住宅、居住支援法人）

- ④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進 ⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成
- ⑦フードバンクの食材提供に係る補助（再掲） ⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供（再掲）

＜ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）＞ ①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援 ②居場所づくり等、状況に寄り添った支援 ③農福連携の推進

- ④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進

＜女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）＞

- ①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等 ②DV被害者等支援 ③性犯罪・性暴力被害者支援 ④いわゆる「生理の貧困」 ⑤女性の人権ホットライン

＜被災者支援＞

- ①コミュニティ形成支援事業 ②被災者見守り・相談支援事業 ③「心の復興」事業

＜犯罪被害者支援＞

- ①性犯罪被害相談電話の運用 ②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援 ③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

＜再犯防止等＞

- ①地方公共団体における再犯防止の取組の推進 ②法務少年支援センターにおいて悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助 ③刑務所出所者等の就労・住居の確保 ④刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施 ⑤矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援 ⑥保護観察所における薬物依存対策 ⑦保護司等民間ボランティアによる支援 ⑧医療観察対象者の社会的孤立による再被害行為等を防ぐ支援の実施

＜消費者被害防止＞

- ①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化 ②消費者被害の防止及び回復

＜外国人・在外邦人に対する支援＞

- ①②相談支援事業 ③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策

＜骨太方針2021を踏まえ、孤独・孤立対策に係る施策をさらに推進＞

- **孤独・孤立に陥っても支援を求める声を上げやすい社会とする**
 - ・ 孤独・孤立の実態を把握するための全国調査を実施し、年度内目途に結果公表
 - ・ 各種支援制度や相談先を案内するホームページ(一般向け)を11月に運用開始
- **孤独・孤立に陥った方を切れ目のない相談支援につなげる**
 - ・ 電話・SNS相談の24時間対応の推進、相談支援に当たる人材の育成支援(予算要求)
- **人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する**
 - ・ 子ども食堂、フードバンク活動の支援、子育て支援拠点など居場所の確保、地域における包括的支援体制を推進（予算要求）
- **孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する**
 - ・ NPO等支援団体の活動へのきめ細かな支援（予算要求）
 - ・ NPO等支援団体との連携の基盤となるプラットフォームの形成（関係団体と調整中）

＜具体的な施策を盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」の策定＞

これまでの施策からさらに強化すべき点を含め、NPO等関係者の意見も踏まえて検討し、重点計画を年内に取りまとめ



孤独・孤立に悩む人を誰一人として取り残さない社会を目指す

ひきこもり支援施策の全体像

市町村域

生活困窮者自立支援制度（福祉事務所設置自治体）

自立相談支援事業（必須）

- 相談内容に応じた支援（プラン作成）と適切な関係機関へのつなぎ
- 本人の状況に応じた包括的・継続的な支援
- アウトリーチ支援員の配置

つなぎ

就労準備支援事業（任意）

- 就労準備支援プログラムの作成
- 日常生活自立・社会生活自立・就労自立における支援
- 就労準備支援担当者によるひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等の実施

ひきこもり支援に特化した事業（市町村の任意実施）

ひきこもりサポート事業

社会参加に向けた支援（任意選択で実施）

- 相談窓口、支援機関の情報発信
 - 実態やニーズの把握
 - ネットワークづくり
 - 居場所づくり
 - 講習会・家族会等の開催
 - ひきこもりサポーターの派遣
- ※ひきこもりサポーターの派遣は都道府県も実施可

ひきこもり当事者（ピアサポーター）等によるSNS・電話等による支援

SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施やカウンセリング相談など、リモートでのひきこもり当事者・経験者等による支援の実施

アウトリーチ

来所・電話相談

自立相談支援機関

市町村プラットフォーム

- 多職種チームによる専門的助言
- 市町村プラットフォーム設置・運営の支援



サポステ

家族会・当事者会

ハローワーク

社会福祉法人

NPO法人

企業、商店

※その他の連携先：社会福祉協議会、民生委員、保健センター等

チームによる支援

来所・電話相談

ひきこもり地域支援センター

都道府県（指定都市）域

ひきこもり地域支援センター



ひきこもり支援コーディネーター
多職種チーム

ひきこもり地域支援センター

- ひきこもりに特化した相談窓口
- ひきこもり支援コーディネーターによる相談支援
- 関係機関により構成される連絡協議会の設置
- ひきこもりに関する普及啓発、支援情報の発信
- 市町村単位のひきこもり支援関係機関の取組支援
- 法律、医療、心理、就労等の専門職からなる多職種チームの設置

ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業

- ひきこもり当事者（ピアサポーター）等を含む「ひきこもりサポーター」を養成するための研修
- 市町村等のひきこもり支援を担当する職員を対象とした養成研修

国

普及啓発と情報発信

- ひきこもりに関するシンポジウムの開催
- ひきこもり支援に関する情報をまとめたポータルサイトの構築 など

令和3年度におけるヤングケアラーの支援に関する取組

1. 多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方に関する調査研究

○現状と課題

- これまで、ヤングケアラーに関する調査研究では、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」という。)や教育現場等への実態調査のほか、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成などを行ってきた。これら調査研究においては、今後のヤングケアラーへの支援方策の一つとして、自治体、教育委員会、学校等多機関連携の重要性が挙げられている。
- その一方、多機関連携によるヤングケアラー支援の実態は必ずしも明らかになっておらず、自治体等にヤングケアラーの認知から適切な機関への引継(情報提供)、支援までのノウハウの蓄積などがない状況にある。



多機関連携(要対協、市区町村(高齢者福祉部門、障害福祉部門)、教育委員会のほか、ケアマネージャー、相談支援専門員、スクールソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー、精神保健福祉士等支援担当者)によるヤングケアラー支援マニュアルを作成するとともに、当該マニュアルに基づくモデル事業を実施し、多機関連携によるヤングケアラーへの適切な支援の在り方について検討を行う。

2. ヤングケアラーの実態に関する調査研究

○現状と課題

- 昨年度、中学2年生及び高校2年生を対象としたヤングケアラーに係る全国調査を実施したが、小学生や大学生を対象とした全国調査は行っておらず、それら年代の家族ケアの状況、ヤングケアラーの実態は明らかとなっていない。
- ヤングケアラーの社会的認知度の向上は重要であるが、これまで社会全体の認知度を調査した結果は存在しない。



小学生及び大学生に対するヤングケアラーの実態調査並びに一般国民を対象としたヤングケアラーの認知度調査を行う。

3. ヤングケアラーの社会的認知度向上のための広報啓発

○現状と課題

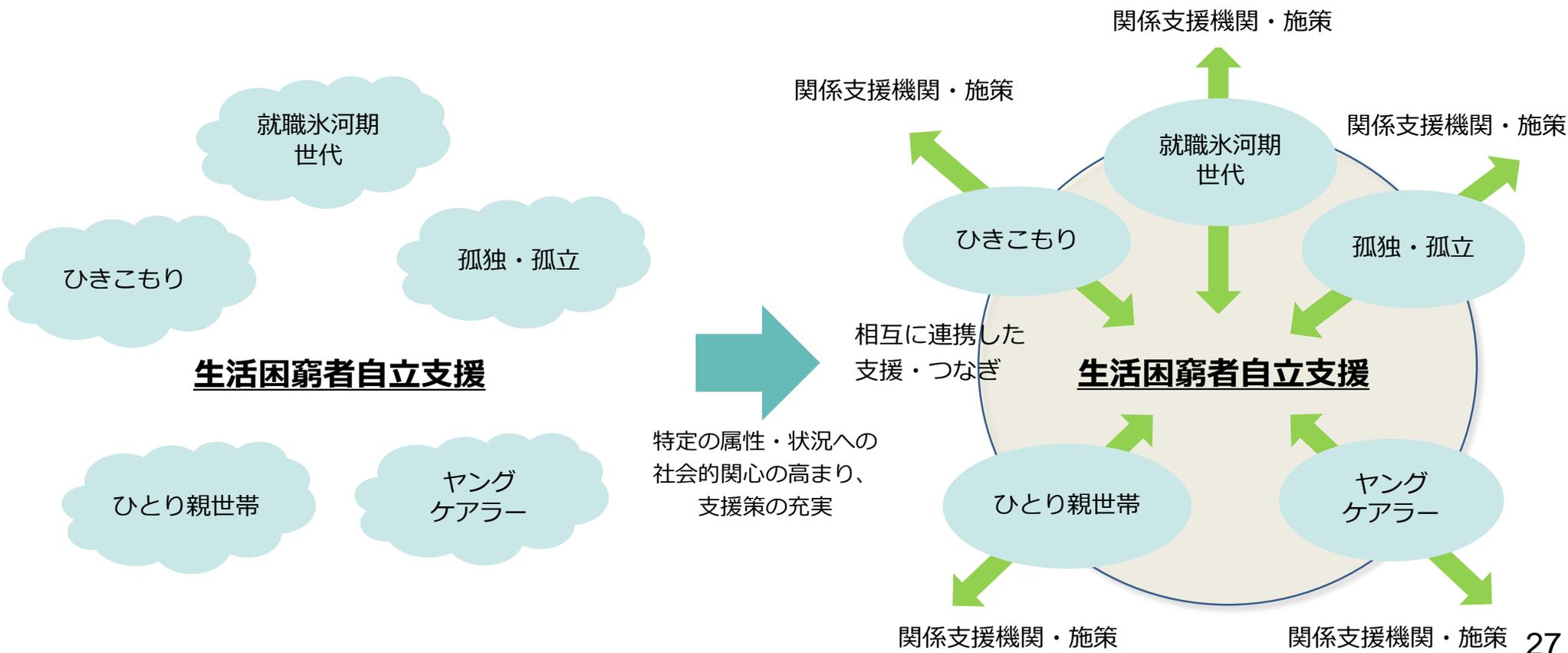
- 昨年度調査では、中高生の8割以上がヤングケアラーについて、「聞いたことがない」と回答しており、認知度が低い。



ヤングケアラーの社会的認知度の向上を図るため、広報啓発ポスターを作成して関係機関・団体等へ配布するとともに、インターネット動画広告の配信や、シンポジウムを開催予定。

生活困窮者自立支援制度と関連施策との関係性

- 平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されて以降も、「就職氷河期世代」「孤独・孤立」「ヤングケアラー」といった、特定の属性・状況に着目した支援策が取りまとめられてきた。
- 生活困窮者自立支援制度は、特定の属性・状況にとどまらず、それらが複合的に絡み合っている場合も含めた「生活困窮」を対象としているものである。生活困窮者自立支援にあたっては、自立相談支援機関等がこうした特定の属性・状況に着目した重点的な支援策の状況をリアルタイムで把握するとともに、それぞれの関係機関等にも困窮制度を周知することで、相互に支援や適切なつなぎに活用できる仕組み（研修や国からの連携した周知等）が重要ではないか。



連携の促進について

- 連携における「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。



検討の視点

現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度の施行から7年が経ち、さらに、新型コロナウイルス感染症により自治体、生活困窮者自立支援の現場が大きく影響を受ける中、制度創設当初に掲げられた生活困窮者自立支援制度の理念や支援の在るべきかたちに変質しているとの指摘がある。
- 地域共生社会は、生活困窮者自立支援制度における包括的支援と地域支援を総合的に推進するという考え方を他の福祉分野や政策領域にも広げ、共通理念化したものであり、目指す支援のあり方・理念に重なりがある。
重層事業の実施の有無に関わらず、生活困窮者自立支援制度においても、地域共生社会の実現を図っていくことが重要である。
- 重層的支援体制整備事業においては、特に、参加支援事業や地域づくり事業において、関係機関や民間企業等と連携して、多様な参加の場を増やすための取組が進められている。
- 孤独・孤立対策やひきこもり支援、ヤングケアラー支援については、特定の課題や特性に着目して支援を行うものであるが、生活困窮者自立支援制度の対象者像と重複する部分も大きい。

検討の視点

- 制度創設当初に掲げられた生活困窮者自立支援制度の理念や支援のあるべきかたちに変質しているとすればどのような点か。また本来の姿に立ち返るために、どのような見直しや取組の推進を図るべきか。
- 地域共生社会の実現に向けた検討の中で整理がされた理念について、生活困窮者自立支援制度においてどのように共有を図っていくのか（人材養成研修の在り方等）。
- 重層的支援体制整備事業における取組も踏まえ、分野横断的な課題解決（地域の実情に応じた参加の場の創出等）の推進のため、どのような対応が考えられるか。
- 生活困窮者自立支援制度として、どのような分野とどのように連携を促進していくか。

2. 地域の支援関係機関・関係分野との 連携強化について

議論の視点と資料構成

論点整理検討会第1回において示された議論の視点

・孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携について

- 一 新型コロナウイルスの影響も受け、深刻な社会的孤立状態にある方の把握・支援を含む関係機関・関係分野との連携の促進に向けた検討

第1回論点整理検討会、第1回ワーキンググループにおける主な意見について

〈第1回論点整理検討会〉

- 窓口につながっていない支援が必要な方を把握をするには、支援者目線だけでなく、当事者目線や日常の関係性の中でどう支援につなげていくかという議論をしていかないといけないのではないか。（奥田構成員）

〈第1回ワーキンググループ〉

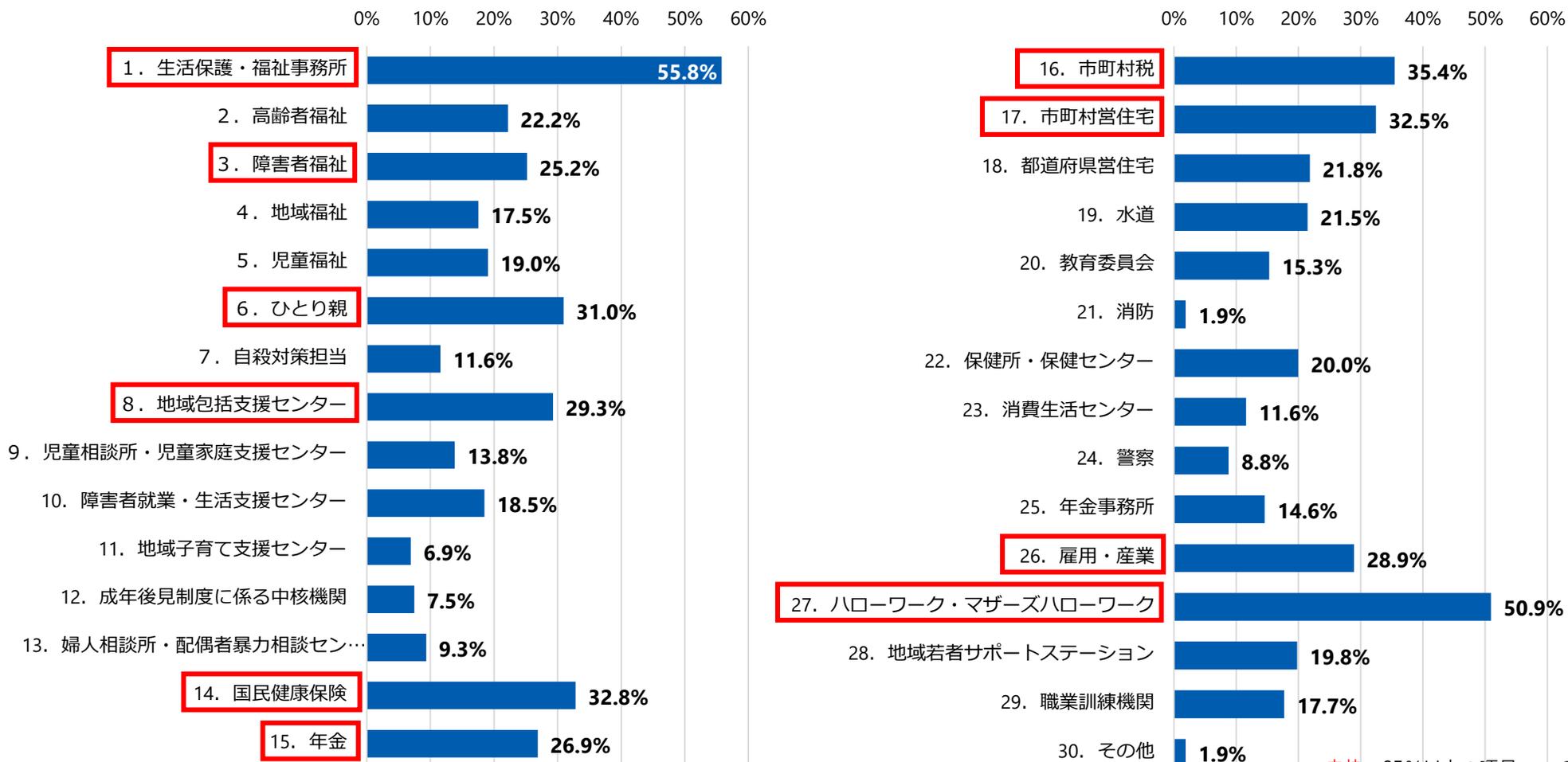
- 困窮制度でキャッチした地域社会の課題について、困窮制度の中だけでなく、他分野や他の支援機関と連携して解決していくことが重要。（朝比奈構成員、穴澤構成員、尾崎構成員、名嘉構成員、松嶋構成員）
- 高齢、障害、子どもなど他分野の支援が必要な場合に、専門性を持った機関につなぐという困窮制度のハブとしての機能・役割を明確化することが重要。（間海構成員、村木構成員）
- 孤独・孤立への対応は検討の大きな柱。ひきこもりや不登校、虐待・DVなど、困窮制度でどこまで受け止めることができたのか。他施策の相談支援の状況や潜在的相談者層も踏まえて議論する必要がある。（谷口構成員）
- 困窮制度の関連領域についても、自治体レベルで計画等に反映・連携すべきではないか。（穴澤構成員、谷口構成員）
- 困窮者支援の中で被災者の孤立・孤独を防止し、継続してサポートしていくことが重要。（立岡構成員）
- 重複排除ではなくて連携領域の推進も検討すべきではないか。（谷口構成員）

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にも障害者福祉、ひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

行政機関



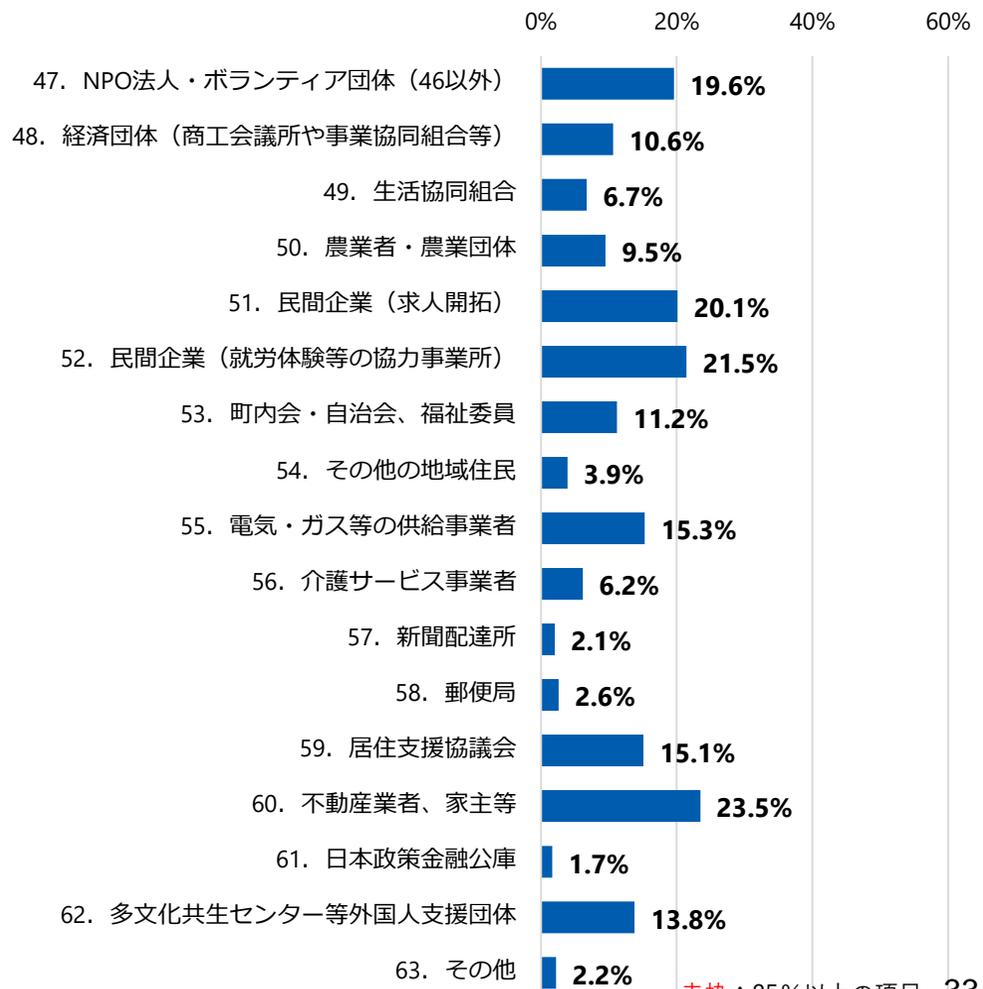
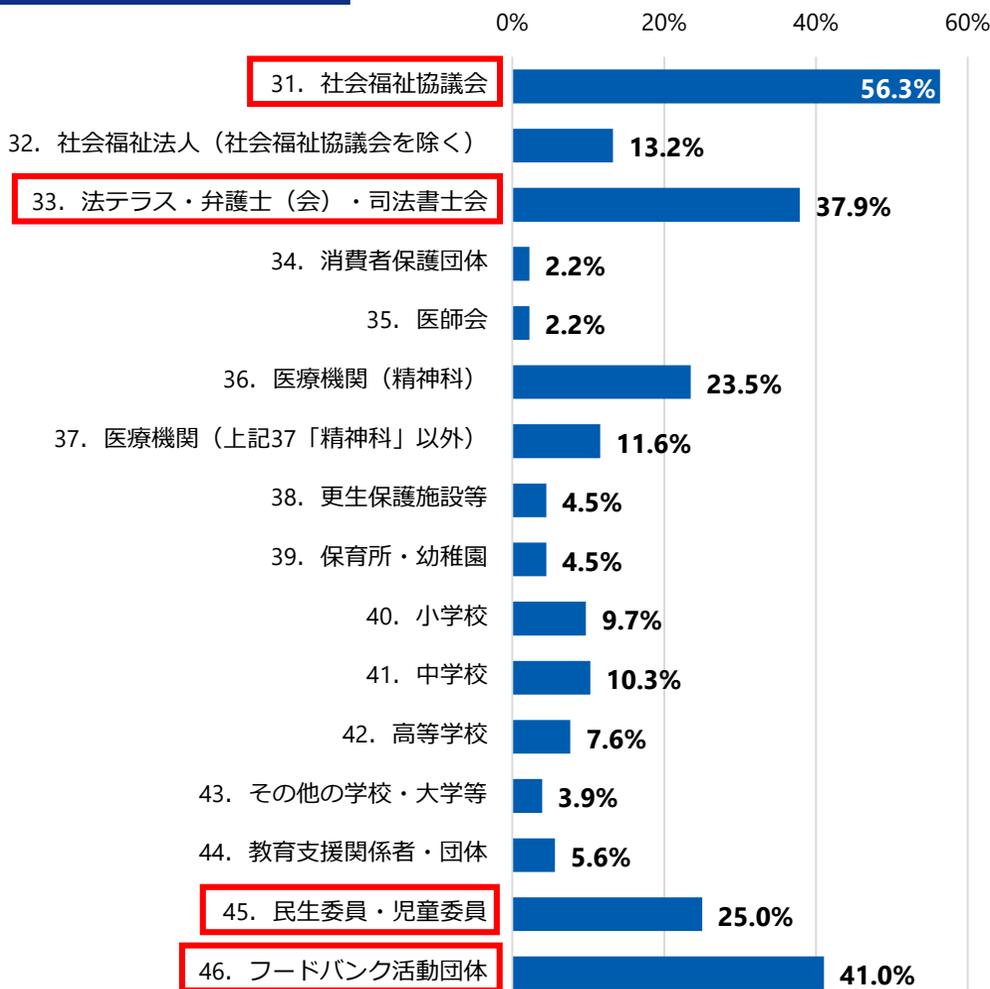
赤枠：25%以上の項目

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について②

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が25%以上見られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

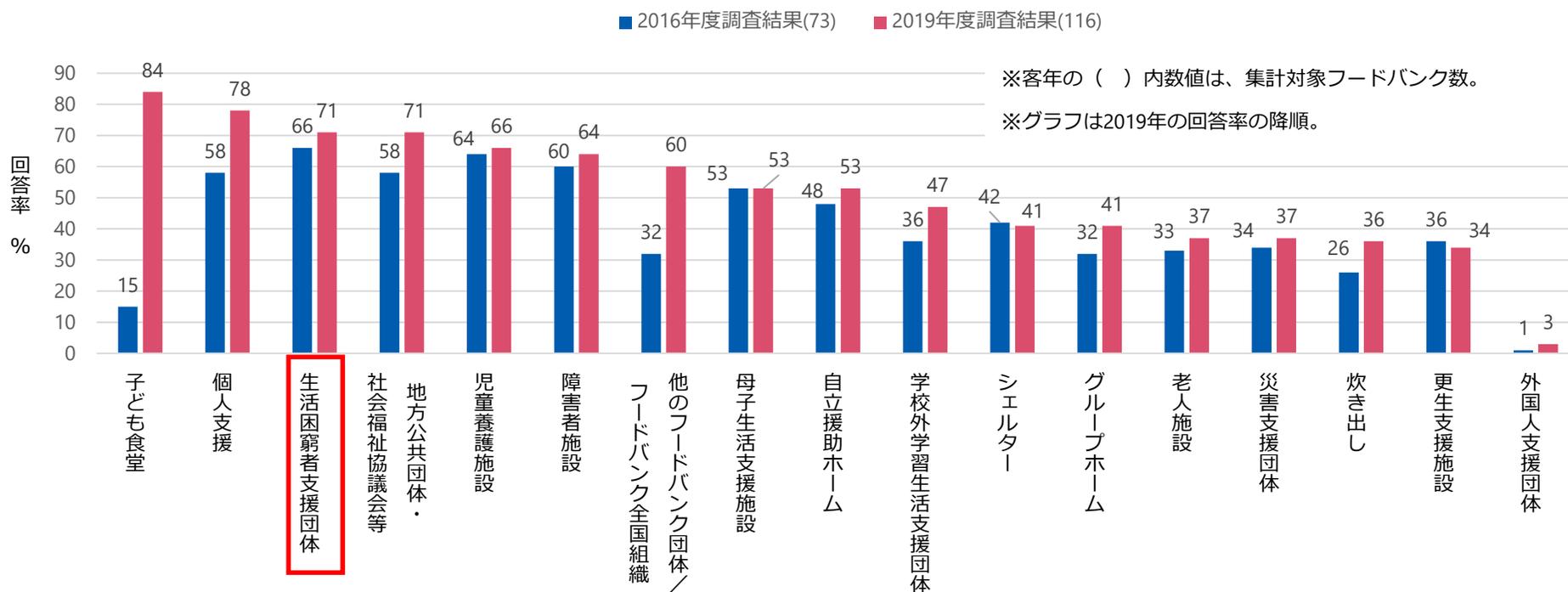
行政機関以外



自立相談支援機関とフードバンクとの連携状況

- フードバンクから提供される食品受取先として、「生活困窮者支援団体」は約7割となっている。
- フードバンクが行政に期待することとして、「生活困窮者行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

フードバンクから提供される食品受取先



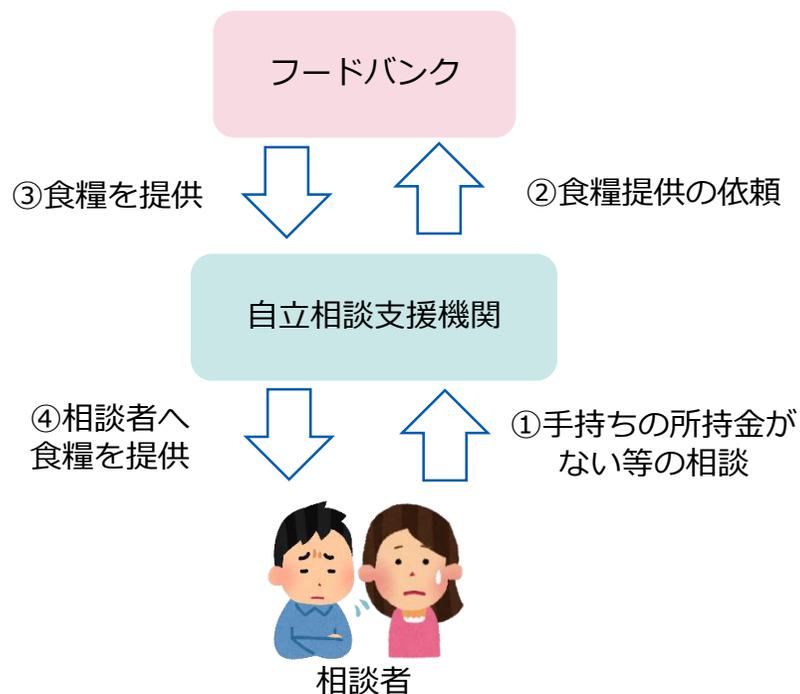
- フードバンクが行政に期待する主な意見の一つに、「生活困窮者が行政窓口を訪ねた際のフードバンクに関するきちんとした説明や対応」が挙げられている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

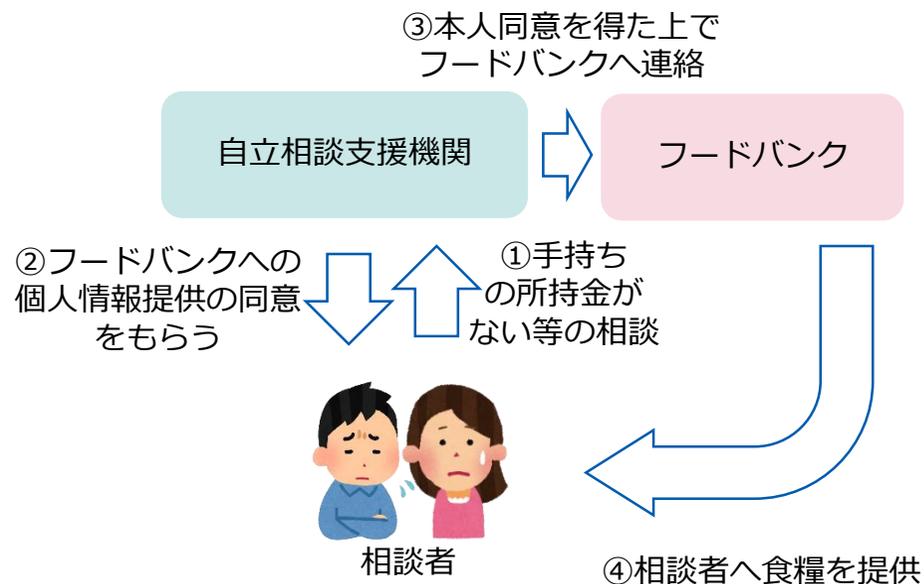
- 自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例をみると、フードバンクから自立相談支援機関につながるほか、自立相談支援機関が窓口となって食糧提供を行ったり、フードバンクにつないで食糧提供が行われている例が見られている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

フードバンクと連携して直接自立相談支援機関が食糧を提供する場合

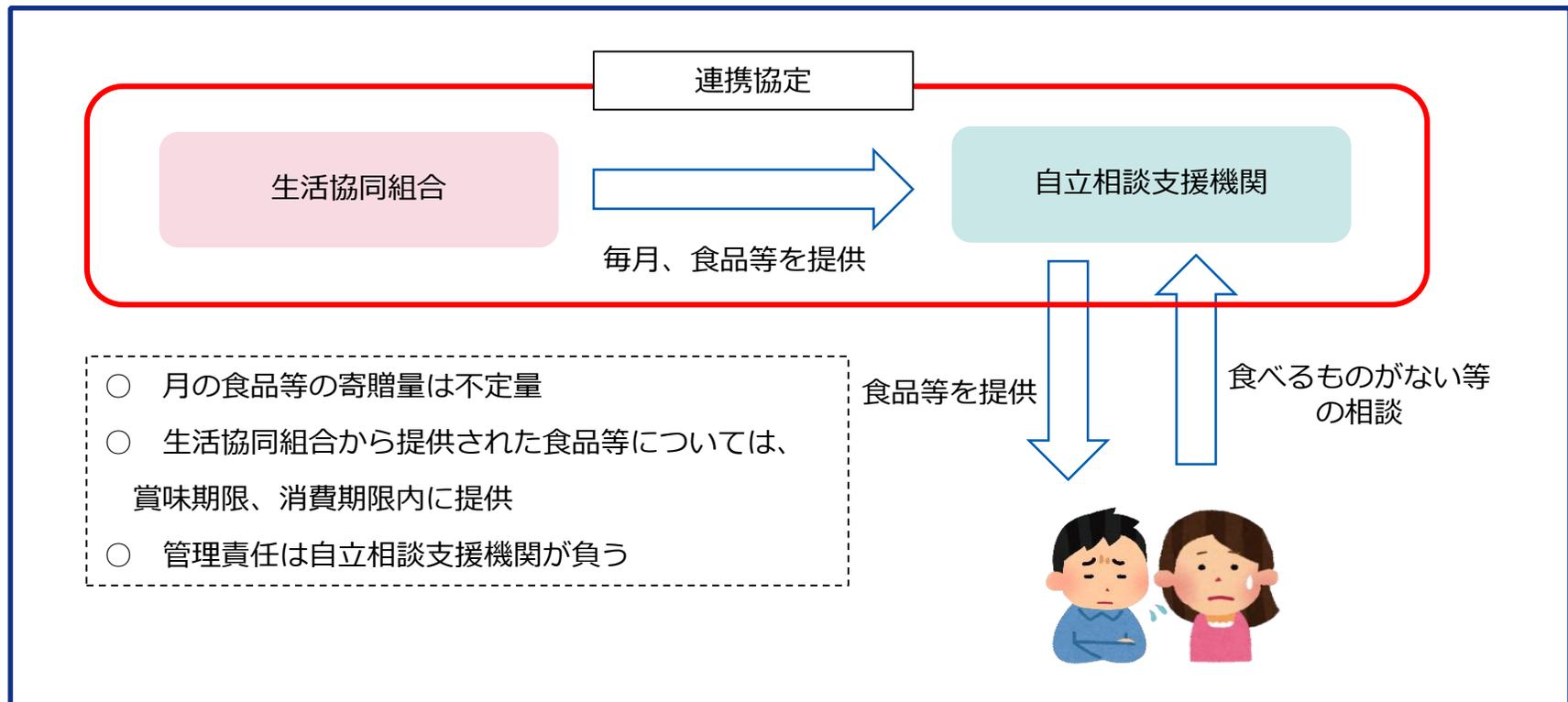


自立相談支援機関がフードバンクにつなぐ場合



自立相談支援機関と生活協同組合との連携による食料提供の支援（三重県鳥羽市）

- 三重県鳥羽市では、令和3年度に自立相談支援機関と生活協同組合が協定を結び、生活協同組合から、配送キャンセル等により余剰となった食品等を自立相談支援機関に毎月無償で提供している。
（※）生活協同組合としてはフードロス防止、地域福祉の増進等の観点から協力。
- 自立相談支援機関は、面談を行っている中で支援が必要と考えられる方に対して、個々の状況に応じた必要な日数分の食料を配布している。



社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

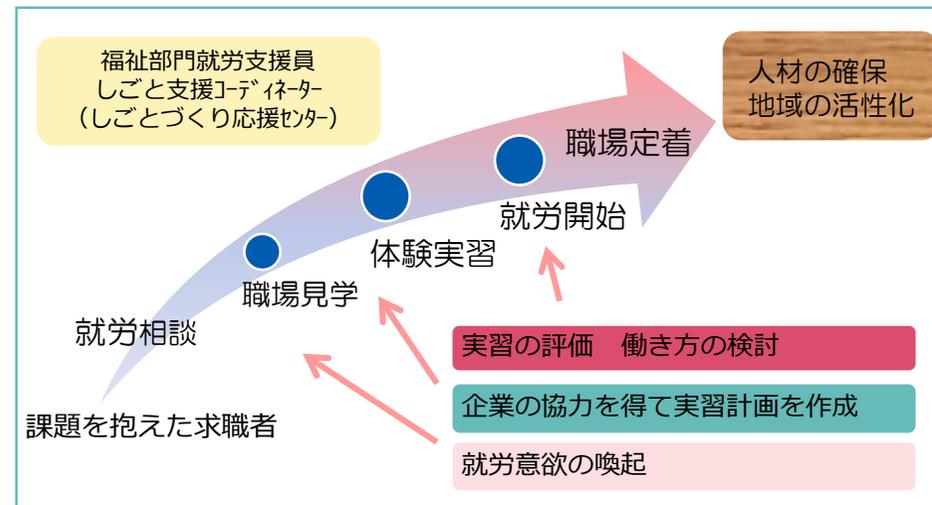
労働部門との連携事例（滋賀県東近江市）

- 滋賀県東近江市では、就労や雇用の課題に関しては市内の関係各課で横断的な取組を行うことが必要との共通認識のもと、地元企業との結びつきが強い商工労政課が中心となり、福祉部局と連携して職場定着に向けた段階的な支援を行っている。

市の概要		支援状況調査（令和2年度）	
人口	114,316人	新規相談受付件数人口10万人当たり（一月当たり）	76.9件
高齢化率	26.1%	プラン作成件数人口10万人当たり（一月当たり）	4.7件
保護率	0.63%	就労支援対象者数人口10万人当たり（一月当たり）	1.6件
		就労・増収率(%)	72.7%

事業実績（令和2年度）				
新規相談受付件数	プラン作成件数	就労支援対象者数	就職者数	増収者数
1,056件	64件	22件	36件	4件

実施方法	直営+委託（随意契約 単年契約）
理由（直営）	○福祉部局の就労支援員と雇用部局の無料職業紹介所のコーディネーターとの連携が図りやすい。 ○企業とのコネクションを持つ労働部門と協力し、資源開発や就労支援を推進する中で地元企業との関係を構築し、行政、事業所、支援対象者が一体となって職場定着を目指す取組ができる。
課題・対応	○障害者の働く場の確保も目指して始まった事業ではあるが、受け入れ先企業の開拓などが困難。 ○障害者の就労支援を専門的に行っている社会福祉法人に自立相談支援事業の就労支援の一部を委託。委託先担当者と協力し障害が疑われるケースの対応にあたっている。
事業概要	しごと支援コーディネーター2名 自立相談就労支援員1名 平成27年4月に商工労政課内に東近江市しごとづくり応援センターを設置。福祉部門との連携により職場見学、企業実習などを通じて市独自の求人を開拓しながら、職場定着を目標に支援対象者に合わせた段階的な働き方を検討。実習受け入れ先企業には助成金を支給。
その他特記事項	就労支援の市内就労ネットワーク会議が商工労政課の主催により定期的に開催。



動労部門との連携に取り組んで良かった点

- ・ 体験実習を利用することで支援対象者の課題が明確になる。
- ・ オーダーメイドの求人を創り出すことや段階的な雇用が可能になった。
- ・ 福祉部門での就労支援が柔軟で幅の広いものになった。

専門機関との連携事例（法律相談）

- 債務整理や離婚問題などの法律相談に関して、弁護士会や法テラスと連携して弁護士による法律相談を定期的に開催する等の取組が行われている。

定期開催 弁護士会との連携（福岡県内複数市）

- 北九州市・中間市・行橋市・遠賀郡と福岡県弁護士会北九州部会が共催して、法律相談会を開催。
- 例えば、中間市は弁護士事務所がなく、法テラスの窓口も遠方なことから、弁護士が月1回程度自立相談支援機関に来所。
相談時間：おおよそ30～45分程度、同相談3回まで
相談内容：債務整理、離婚問題など
利用要件：事前予約制、弁護士相談時は相談者同意のもと、相談支援員が同席

中間市の場合（平成28年度から）

自立で複数回相談を受け、法的課題を抱えたケースを弁護士会へ依頼



相談内容を報告し、マッチング

福岡県弁護士会北九州支部

法律面からのアセスメントを行い、自立との役割分担を行う。



弁護士の派遣

伴走支援

期間限定開催

法テラスとの連携（北海道函館市）

- 平成29年から函館市と法テラス函館が共催し、くらしの困り事に関する無料相談会を実施。
- アウトリーチ推進の一環として、関係機関の一つである法テラス函館と連携し、市内3箇所の会場に2名の弁護士と自立相談支援機関が出張している。
相談時間：おおよそ40分程度
利用要件：事前予約制、主任相談支援員や相談支援員が同席

令和2年

くらしのお困りごと 無料相談会

■生活のトラブル ■雇用関係のトラブル
■家庭のトラブル ■借金のこと など

生活のこと、お金のこと、家庭のことなど相談内容に応じて
弁護士および相談員が対応いたします。
（※対象者：函館市に在住されている方）

会場日時
① 函館市役所 8階 10月7日(水) 11:00-17:00
② 亀田交流プラザ 3階 10月14日(水) 11:00-17:00
③ 湯川支所 2階 10月21日(水) 11:00-17:00

予約受付 9月28日(月)～10月20日(火)
(午前9時～午後5時まで ※土日祝日除く)

法テラス函館
☎0570-078390

函館市・市議会弁護士会・法テラス函館

【相談実績】

年度	相談者数
H29	29名
H30	21名
R1	28名
R2	28名

居住支援の連携事例

- 居住支援については、福祉部局と住宅部局だけでなく、労働部局や民間団体と連携して様々な居住支援に関する取組を実施している。

住宅部局と福祉部局

- 生活困窮者一時生活支援事業のための公営住宅の使用
- 公営住宅を使用させることができる社会福祉事業等に「一時生活支援事業」を追加する等の省令改正（※）が行われ、令和3年4月1日より施行。

※公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令



労働部局と福祉部局

- 求職者支援制度との連携により、ハローワークにおいて、住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例措置をリーフレットを活用して周知するとともに、自立相談支援機関において、求職者支援制度のリーフレットやバナー広告を活用した周知を行う。

再就職や転職を目指す皆さまへ
求職者支援制度のご案内

厚生労働省

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある方々について、**原則3か月、最大9か月、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。**

※申請期間終了後、新たに確保された場合は再度、住居確保給付金の申請が可能です。その他の個別の要件等があります

対象となる方

申請できる方は

- 離職・廃業から2年以内の方
- 休業等により収入が減少し、住居を失うおそれがある方

令和3年2月1日以降

住居確保給付金の受給期間が終了した方について、3か月間限り再支給が可能です。
※令和3年9月30日が申請期限です。

再支給（最長3か月間）の申請期間を
令和3年11月30日まで延長します。

その他の改正内容

- 令和3年11月30日まで住居確保給付金と職業訓練受講給付金との併給を可能とします。

申請のご相談は最寄りの自立相談支援機関まで
<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>
スマートフォン・タブレットはここから→

厚生労働省と民間団体

- （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会と連携し、民間賃貸物件の家主さん向けに、生活困窮者自立支援制度に関するガイドブックを作成。住居確保給付金をはじめとする各制度について、家主の理解促進と、生活困窮が疑われる入居者に対する制度紹介や自立相談支援機関の窓口の案内を行う。

2015年4月から生活困窮者への支援制度が始まりました。

就職 住居 家計管理 子どもの学習 等をサポートします。

資料7 [2020年編 2年4月版]

【家主さん向け】
生活困窮者の自立支援と共に
賃貸経営の安定化を図るための
ガイドブック

作成：全国賃貸住宅経営者協会連合会（編集：S&A&I 編集）
協力：厚生労働省 国土交通省

子どもの学習・生活支援事業の連携事例

- 子どもの学習・生活支援事業では、他自治体の学習教室を相互利用できるよう市町村間での連携や、郵便局等と連携して食糧支援を行う等の取組が行われている。

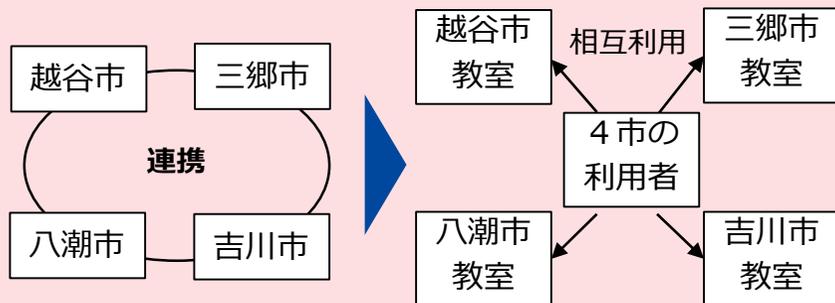
埼玉県越谷市

- 主な実施方法
- 対象者：生活保護受給世帯、生活困窮者世帯
- 事業内容：個別の学習支援、居場所の常時設置、日常生活の支援、職業体験、体験活動、保護者への支援
- 委託先：NPO法人



高校生への切れ目ない支援の連携事例

- 他市の高校に通っている子どもが近くにある他市の学習教室に通うことができるよう、三郷市、八潮市、吉川市と連携し、他自治体の学習教室を相互利用できる体制を整備している。



- 同じ学校の生徒に学習教室を利用していることを知られたくないという子どももあり、利用する学習教室を選択することができるなど、プライバシーの保護にも配慮している。

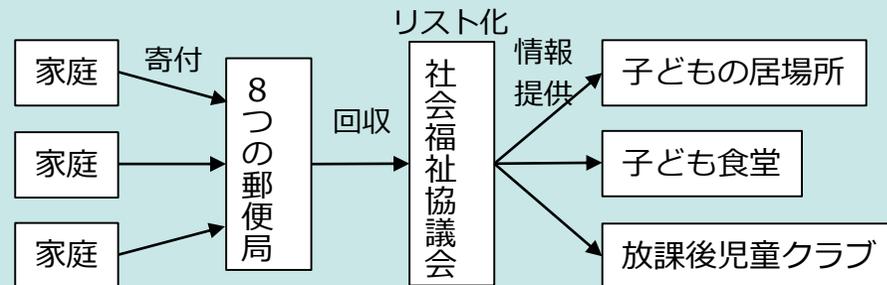
沖縄県名護市

- 主な実施方法
 - 対象者：生活保護受給世帯、準要保護世帯（就学援助制度利用世帯等）
 - 事業内容：学習支援教室、生活支援
 - 委託先：公立大学法人
- ※委託のほか直営でも実施



社会福祉協議会・日本郵便と連携した食糧支援

- 名護市社会福祉協議会及び日本郵便株式会社沖縄支社と連携し、名護市内の郵便局において子どもの居場所づくりを行う団体への食品の支援を行う「フードドライブ」の取組を行う。



- 市内郵便局8局に設置したフードボックスに個人が寄付を行い、集まった食品を事業主管課等が回収し、社会福祉協議会にて一時保管しリストを作成。リストを市内の関係団体に情報提供し、食品を受け取り子どもへ届く。

生活困窮者自立支援制度における令和4年度概算要求の概要

生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 674億円＋事項要求(555億円)

生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備や子どもの学習・生活支援の充実を図るとともに、民間団体独自の支援との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能強化を図る。

また、休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給を行うほか、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

<主な充実内容>

① 生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備

自立相談支援事業における相談件数の増加や、特例貸付利用者に対する継続的な支援の必要性など、コロナ禍を契機とした支援ニーズの増大に対応できるよう、就労準備支援事業や家計改善支援事業、一時生活支援事業等の安定的な体制整備を図る。

② 自立相談支援機関等の支援体制の強化【新規】

新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、**民間団体独自の支援との連携**や現場の職員が支援に注力するための事務処理体制の強化など、自立相談支援機関等の支援体制の強化を図る。

③ ICTの活用等による生活困窮者自立支援等の機能強化【新規】

各種事業や関係機関担当者の連携やオンライン相談の推進等を図るため、生活困窮者支援の現場におけるICT化を促進する。

④ 居住支援の支援体制強化【新規】

住まいの確保に困窮している者や不安定居住者が増加している現状を踏まえ、住まいに関する相談体制の強化、ホームレス含めネットカフェ等で寝泊まりする不安定居住者へのアウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業の共同実施への支援の強化など、安定した住まいの確保を推進する。

⑤ 子どもの学習・生活支援事業の充実

保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

⑥ 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

地域の支援関係機関・関係分野との連携強化に関する検討の視点

現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者への支援ニーズは増大し、非正規雇用の労働者やひとり親世帯などのほか、個人事業主やフリーランス、学生等の従来とは異なる支援層が顕在化している。
- こうした新型コロナの影響により、自治体では福祉分野に留まらず、税、医療、年金、労働などの他分野との連携を強化している。

また、NPO法人や社会福祉法人等による独自の取組として、フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われており、こうした独自の取組と連携しながら、多様なニーズに応じた支援が取り組まれている。

検討の視点

- コロナ禍において顕在化した従来とは異なる支援層など、多様な支援ニーズに応えるために、どのような分野・機関と連携していくか。
- 福祉以外の他分野との連携強化をどう図っていくか。
- 行政機関に留まらず、NPO法人や社会福祉法人等の民間団体との連携を進めていく方策をどう考えるか。

3. 地域づくり・居場所づくりについて



議論の視点と資料構成

論点整理検討会第1回において示された議論の視点

・地域づくり、居場所づくりの在り方について

- ― 生活困窮者を含む様々な課題を抱える地域住民が、地域でともに生き生きと生活するための地域づくり・居場所づくりの在り方の検討

第1回論点整理検討会、第1回ワーキンググループにおける主な意見について

〈第1回論点整理検討会〉

- 制度、支援者目線で支えるだけでなく、地域の方が相互に「気にかける」という関係性の理解促進や、SOSを発する方法を学ぶ場が必要ではないか。（池田構成員）
- 18歳を超えて、家族・親を頼れない若者への支援について、地域作りや居場所作り、孤独孤立対策とも関係するテーマとして、横断的課題検討班でも扱うべきではないか。（朝比奈構成員）

自立相談支援機関と他機関が連携した居場所づくりの取組事例

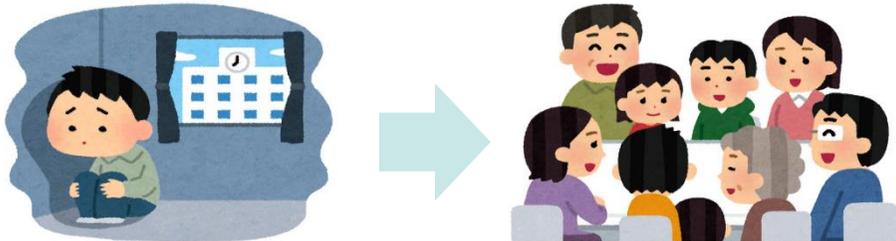
- 自立相談支援機関や関係者などが連携し、地域住民が広く集い、交流することができる場づくりの取組が広まってきている。

他機関と連携した取組

京都府京丹後市 社会的孤立者支援拠点施設

- 閉鎖された保育所を活用し、社会的に孤立している人をサポートする目的で、拠点施設「黒部の居場所『ひまわり』」を平成28年1月にオープン。
- 拠点施設では、ひきこもりなどで外に出ることに慣れていない人を対象とした社会参加支援のほか、労働者協同組合と連携した就労体験による居場所づくり事業等を実施し、自立相談支援機関が利用につなげている。
- 地域住民を対象としたイベントを定期的を開催することで、多世代交流イベント等を通じた地域との繋がりや、1次産業等の地域資源を活用した都市農村交流を行うなど、支えあい、助け合う地域づくりに取り組んでいる。

※令和2年度実績
社会参加支援：4人 就労体験：18人 施設利用者約1,000人



高知県宿毛市 あったかファーム

- 自立相談支援機関のある建物敷地内のスペースに、地元企業や関係団体の協力のもと、農場（あったかファーム）を設置。
- ひきこもりの方が農作業を行うのみならず、高齢者による農場指導や近隣高校による農場管理など、様々な主体の居場所・交流の場として機能している。
- 10年以上、医療受診を拒否していたひきこもりの利用者が、参加者とのやりとりのなかで、令和3年10月に受診を承諾し、健康状態がよくなってきたという事例があがっている。



宮城県栗原市 住職による居場所づくりカフェ

- 自殺防止、悩み相談を目的として、自立相談支援機関が、地域のお寺の住職と共に、家以外の居場所作りのカフェを開催。
- 自殺対策を主眼に置いた「栗原市いのちを守る総合対策計画」を策定し、自立相談支援機関の他、多重債務や健康等の専門相談との連携体制の構築や情報発信を行うことで、経済的困窮や社会的孤立の防止に取り組んでいる。

就労準備支援事業における居場所づくり取組事例

- 兵庫県芦屋市では、就労準備支援事業の中で、「寄ってカフェ」や「つどい場くろまつ」を開催し、社会参加が難しいと感じる方に居場所を提供することにより、社会参加能力を育てている。

兵庫県芦屋市の取組

寄ってカフェ ※就労準備支援事業

- 年齢を問わず、家から出られない、ひきこもり気味、人と話す機会を持ちたい等の悩みを持つ方や家族を対象に、居場所となるカフェを定期的に開催。（毎月1回）
- 相談の場に行くことに抵抗がある方が、“カフェ”という名前に親しみを感じられ、気軽に参加できたとの声があった。
- コロナ禍においてはオンラインで開催を続けるなど、工夫しながら実施を継続している。

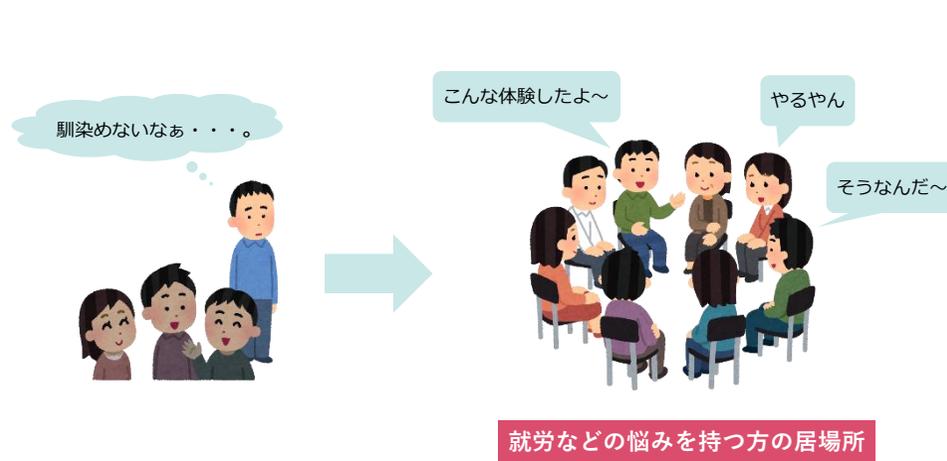


つどい場くろまつ



※就労準備支援事業

- 毎週月曜日（祝日・都合により休みになる場合あり）に定期的に開催している。
- 就労の悩み・コミュニケーションに自信がもてなかったり、人と話すことに慣れていないなど、同じ悩みをもつ方同士が、一緒に作業体験やプログラム参加を通じて交流をしている。
- コロナ禍においてはオンラインで開催を続けるなど、工夫しながら実施を継続している。

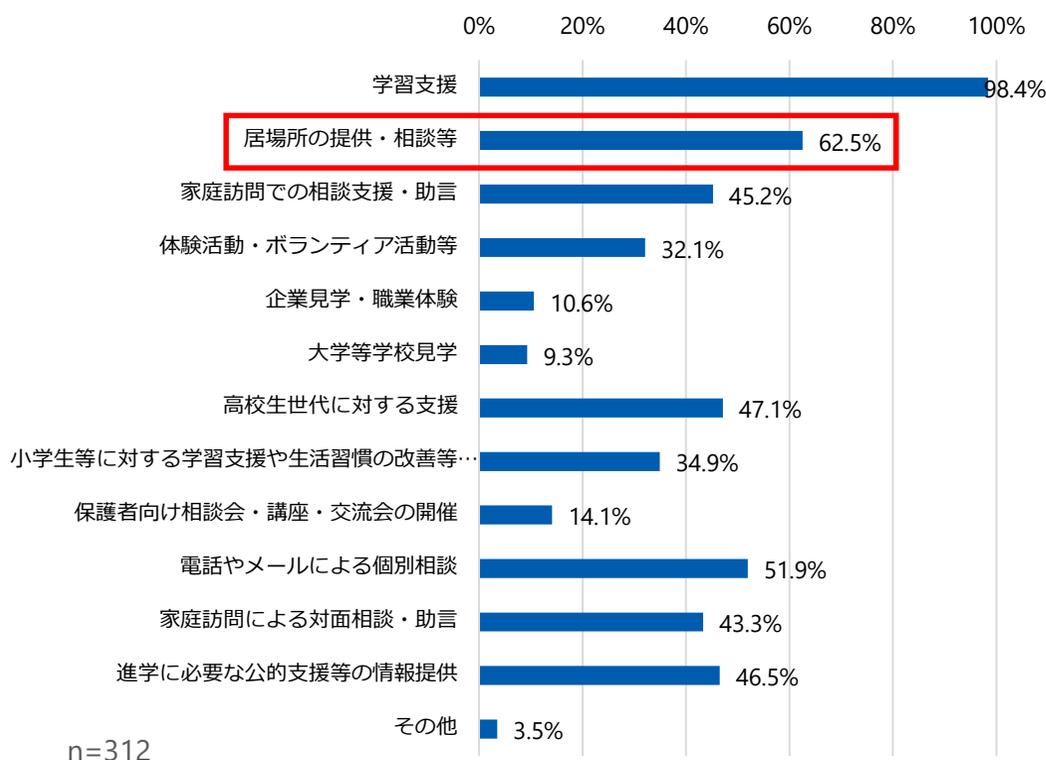


子どもの学習・生活支援事業における居場所づくりの取組

- 子どもの学習・生活支援事業では、「居場所の提供・相談等」を行っている割合は6割となっている。
- 支援の効果として、「居場所を通じて学習教室への参加が促進された」と回答する自治体が約4割、「居場所を通じて、対象となる子ども・世帯の早期発見・早期支援につながった」、「居場所を通じた定期面談等による細やかなフォローがなされ、高校中退防止につながった」と回答する自治体が約2割となっている。

子どもの学習・生活支援事業における居場所づくりの取組

子どもの学習・生活支援事業の支援内容



支援の効果

支援の効果	割合
子どもの基本的な生活習慣の孤立や生活リズムの向上等がみられるようになった	59.9%
日常生活における挨拶や言葉遣い、ルールを守るなどの社会性の育成が図られた	48.4%
居場所を通じて対象となる子ども・世帯の早期発見・早期支援につながった	23.7%
居場所を通じて学習教室への参加が促進された	38.8%
体験活動等を通じて利用者が以前よりも前向きに自分の将来をとらえるようになった	30.4%
関係機関との連携により、多様な進路の選択に向けた助言が行えるようになった	29.8%
地域企業との連携体制が構築できた	5.4%
居場所を通じた定期面談等による細やかなフォローがなされ、高校中退防止につながった	20.2%
親への養育支援等を通じた家庭全体への支援により、世帯の自立につながった	19.6%
その他	23.7%

子どもの学習・生活支援事業における居場所づくりの取組事例

東京都杉並区

- 主な実施方法
- 対象者：小学1年生～高校3年生
- 事業内容：個別及び集団形式の学習支援、居場所事業
- 委託先：株式会社



主な取組

- 「ほっとカフェコース」による居場所づくりを実施
- ゲームやスポーツ、イベント準備、手作り体験等を行ったり、学年の違う子どもやスタッフと話をしたりという自由なスタイル。近隣の学校施設で、月に一度スポーツも行う。毎回ドリンクと軽食等を提供しており、スタッフと一緒に調理や盛りつけ、後片付けにも参加している。
- 学習室コース
- 学校教科の予習、復習等のほか、高校受験、大学受験のサポート
- イベント・教育相談
- 高校卒業後を視野に入れた連携先との支援実施
- 就労支援センターの支援員と協力して高校生以上を対象とした金銭教育プログラムを実施。

神奈川県

- 主な実施方法
- 対象者：0～20歳
- 事業内容：個別指導型学習支援、居場所事業
- 委託先：社会福祉法人、NPO法人



主な取組

- 地域資源を活用し、季節のイベントを中心とした居場所づくりを実施
- 居場所づくりの活動として実施している遠足（博物館や科学館等）、富士登山、福祉フェスティバルへの参加、クリスマス会、祝う会等のイベントを通じて、様々な経験を積む機会を提供
- アウトリーチ支援の実施
- 福祉事務所へ子ども支援員を配置し、家庭や関係機関等に向いて個別相談を実施。
- 子どもの健全育成プログラムの策定
- 教育・労働・青少年等の関係部局と作成した子どもの総合支援のための手引き書

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

令和3年度予算：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金550億円の内数

- 経済状況や心身の状況如何に関わらず、誰もが安心して地域で生活を営み続けることができるよう、
 - ・ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るなど、できるだけ公費に頼らない共助による取組の活性化を図るとともに、
 - ・ こうした共助の基盤を基礎とし、生活困窮者自立支援制度など、既存制度のサービスメニューでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスの創出、人材の養成
- などに取り組むことを通じて、自助や公助に加え、既存制度を下支えする共助の基盤を整備し、生活困窮者など、要支援者を可能な限り身近な地域で支える体制の構築を目的とする。

【我が国が直面する課題】

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- 単身世帯・生活困窮世帯の増加
- 地域のつながりの希薄化

【地域における課題】

- 増大する高齢者等の福祉ニーズへの対応
- 軽度者に対する日常生活支援や社会的孤立など多様化する福祉ニーズへの対応
- 地域における担い手の育成・確保

- 既存の社会保障・社会福祉制度を着実に実施するとともに、**公費に頼らない共助の取組の活性化が必要。**

【実施主体】



【地域住民の福祉ニーズ把握】



地域住民のニーズを踏まえ、その対応方針を 地域福祉計画等に反映

※ 特に策定率が低い町村部(令和2年4月現在 69.9%)の計画策定を後押し

【地域インフォーマル活動の活性化】

- 企業等による社会貢献活動への働きかけ
- インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけ
- インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備の導入
- 寄付金の確保推進等を通じた自主財源の確保 等

【新たな地域サービスの創出】

- 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など地域サービスの創出に向けた検討
- 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制の構築
- 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

- これらの取組を通じて、地域における社会資源や人材の育成・確保が図られ、地域活性化にも資する。

生活困窮者自立支援制度における令和4年度概算要求の概要(再掲)

生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 674億円＋事項要求(555億円)

生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備や子どもの学習・生活支援の充実を図るとともに、民間団体独自の支援との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能強化を図る。

また、休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給を行うほか、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

<主な充実内容>

- ① 生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備
自立相談支援事業における相談件数の増加や、特例貸付利用者に対する継続的な支援の必要性など、コロナ禍を契機とした支援ニーズの増大に対応できるよう、就労準備支援事業や家計改善支援事業、一時生活支援事業等の安定的な体制整備を図る。
- ② 自立相談支援機関等の支援体制の強化【新規】
新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力するための事務処理体制の強化など、自立相談支援機関等の支援体制の強化を図る。
- ③ ICTの活用等による生活困窮者自立支援等の機能強化【新規】
各種事業や関係機関担当者の連携やオンライン相談の推進等を図るため、生活困窮者支援の現場におけるICT化を促進する。
- ④ 居住支援の支援体制強化【新規】
住まいの確保に困窮している者や不安定居住者が増加している現状を踏まえ、住まいに関する相談体制の強化、ホームレス含めネットカフェ等で寝泊まりする不安定居住者へのアウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業の共同実施への支援の強化など、安定した住まいの確保を推進する。
- ⑤ 子どもの学習・生活支援事業の充実
保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。
- ⑥ **生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】**
身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、**安心して通える居場所の確保**や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

地域づくり・居場所づくりに関する検討の視点

現状・課題

- 支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進んでおり、関係性の維持やコミュニケーション能力の育成などの効果が見られている。
- こうした取組を進めるにあたっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにつながるため、地域住民の理解を得ることが重要となっている。

検討の視点

- 居場所づくりの取組における課題は何か。
- 地域住民の理解を得ながら、こうした取組を進めていく方策をどう考えるか。

参考資料



「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発

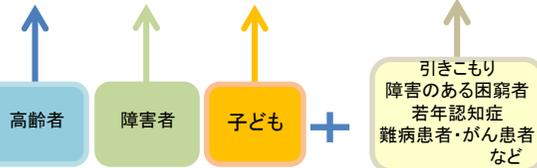
- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用



背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

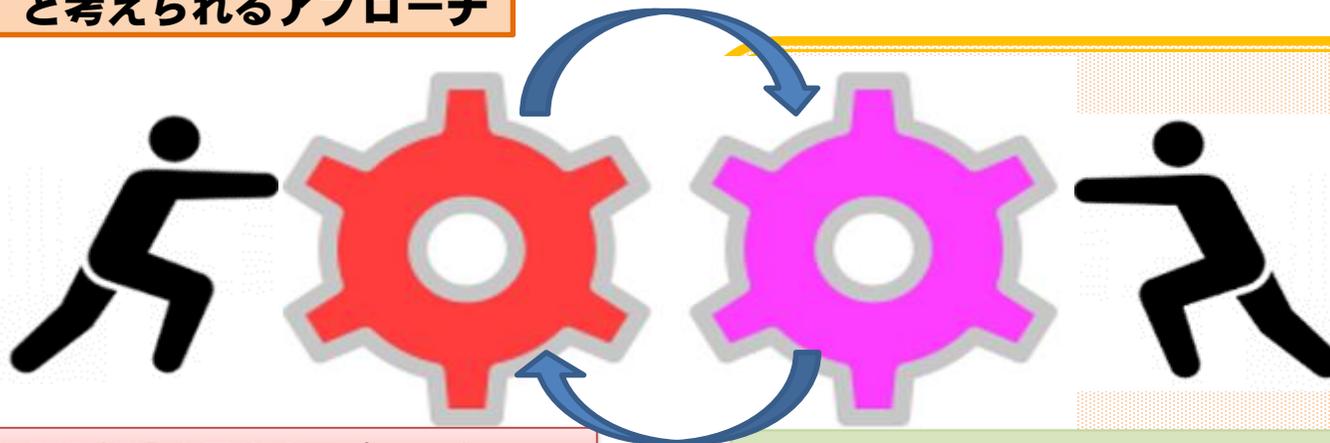
3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

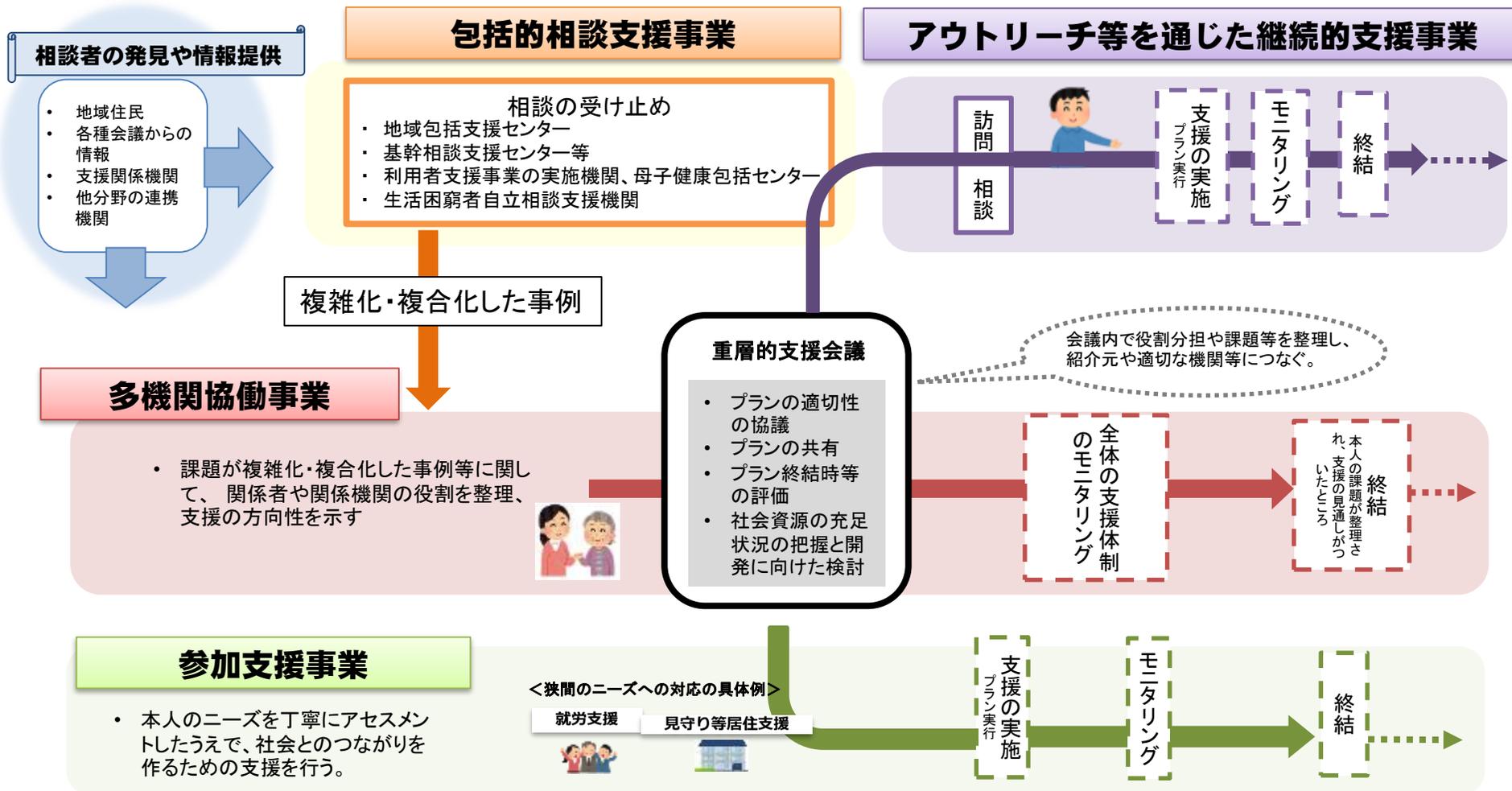
共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせていくことが必要。

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業（※1）
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※2）	新

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※1）令和4年度要求においては、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」に代わり、地域における取組の活性化を図る事業として、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を要求中。

（※2）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
滋賀県	御浜町
	長浜市
	守山市
大阪府	米原市
	豊中市
和歌山県	大阪狭山市
鳥取県	和歌山市
島根県	北栄町
	松江市
	大田市
広島県	美郷町
愛媛県	廿日市市
福岡県	宇和島市
大分県	久留米市
	津久見市

令和3年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体

北海道	札幌市	栃木県	栃木市	神奈川県	鎌倉市	愛知県	名古屋市	奈良県	奈良市	高知県	高知市
	釧路市		小山市		藤沢市		豊橋市		桜井市		四万十市
	京極町		那須塩原市		小田原市		半田市		宇陀市		本山町
	厚真町		さくら市		茅ヶ崎市		豊川市		三郷町		いの町
	広尾町		那須烏山市		秦野市		稲沢市		田原本町		中土佐町
青森県	平内町	群馬県	市貝町	新潟県	村上市	三重県	知多市	和歌山県	高取町	福岡県	黒潮町
	今別町		壬生町		関川村		阿久比町		王寺町		福岡市
	蓬田村		野木町		富山市		東浦町		吉野町		大牟田市
	外ヶ浜町		高根沢町		高岡市		武豊町		大淀町		八女市
	鱒ヶ沢町		那珂川町		金沢市		松阪市		川上村		小都市
	西目屋村		太田市		輪島市		桑名市		橋本市		古賀市
	藤崎町		館林市		白山市		鈴鹿市		鳥取市		うきは市
	大鱈町		上野村		能美市		亀山市		米子市		糸島市
	田舎館村		みなかみ町		野々市市		彦根市		倉吉市		岡垣町
板柳町	玉村町	越前市	近江八幡市	八頭町	大刀洗町						
岩手県	盛岡市	埼玉県	さいたま市	福井県	美浜町	滋賀県	栗東市	鳥取県	湯梨浜町	佐賀県	佐賀市
	岩泉町		狭山市		甲州市		甲賀市		琴浦町		長崎市
宮城県	仙台市	千葉県	草加市	山梨県	甲州市	京都府	野洲市	島根県	出雲市	長崎県	五島市
	涌谷町		日高市		長野市		高島市		岡山市		佐々町
秋田県	能代市	長野県	ふじみ野市	長野県	駒ヶ根市	大阪府	東近江市	岡山県	総社市	熊本県	熊本市
	湯沢市		川島町		飯山市		竜王町		美作市		山鹿市
	鹿角市		木更津市		下諏訪町		亀岡市		西粟倉村		菊池市
	由利本荘市		野田市		富士見町		精華町		広島市		合志市
	井川町		柏市		原村		堺市		呉市		大津町
山形県	大潟村	岐阜県	浦安市	岐阜県	飯綱町	兵庫県	枚方市	広島県	竹原市	大分県	菊陽町
	山形市		中央区		岐阜市		枚方市		尾道市		御船町
福島県	天童市	東京都	墨田区	静岡県	大垣市	兵庫県	高石市	山口県	大竹市	宮崎県	益城町
	福島市		目黒区		関市		阪南市		東広島市		中津市
	須賀川市		中野区		恵那市		熊取町		宇部市		竹田市
	川俣町		杉並区		美濃加茂市		太子町		山口市		杵築市
茨城県	榎葉町	東京都	豊島区	静岡県	静岡市	兵庫県	姫路市	徳島県	長門市	宮崎県	九重町
	土浦市		江戸川区		浜松市		明石市		美祢市		都城市
	古河市		立川市		熱海市		芦屋市		小松島市		延岡市
	那珂市		三鷹市		伊豆市		伊丹市		高松市		日向市
	東海村		青梅市		函南町		川西市		宇多津町		三股町
			調布市		小山町		加東市		琴平町		都農町
			小金井市		吉田町		たつの市		伊予市		門川町
			小平市						愛南町		美郷町
			国分寺市								高千穂町
			国立市								鹿屋市
	狛江市				中種子町						
	多摩市				宇検村						
	西東京市				和泊町						

※233自治体

※令和3年度 国庫補助協議状況を踏まえて整理したもの（令和3年10月現在）

現状・課題

令和3年5月17日

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚生労働大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省健康局難病対策課長

厚生労働省社会・援護局保護課長

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
 - ・ Yancle株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)

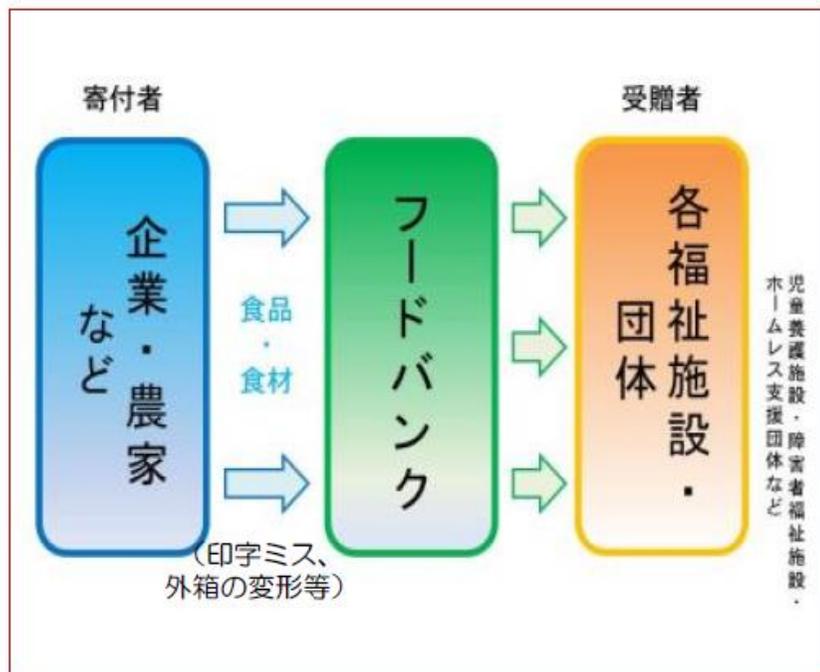
第5回<9月14日>

- ヤングケアラーの支援に関する令和4年度概算要求 等

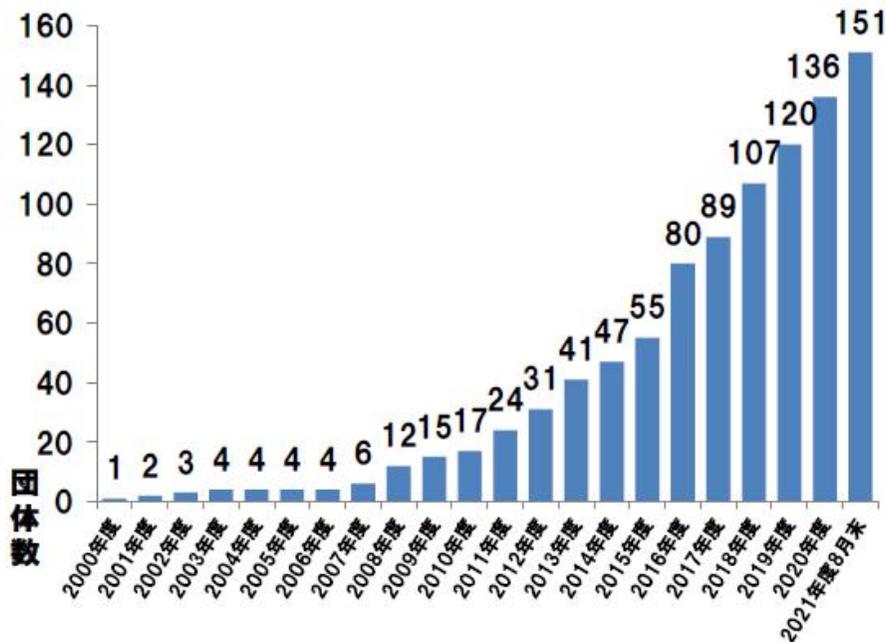
フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで151団体が活動)

概要図



国内のフードバンク団体数



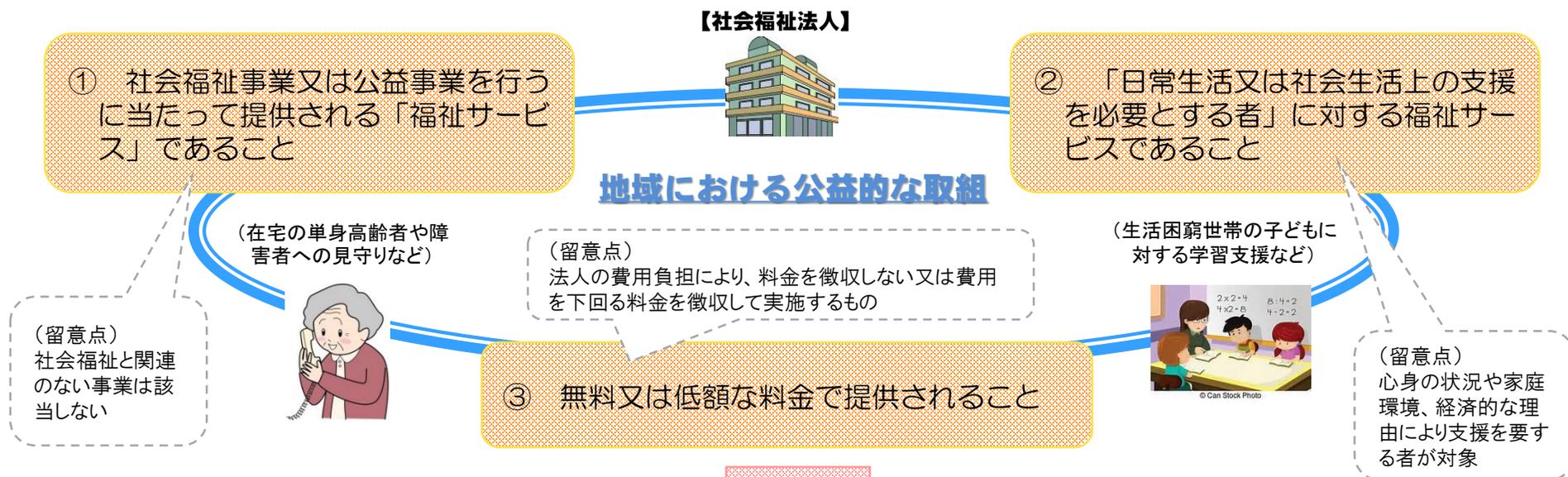
資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（令和元年度調査）等

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条 (略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実